OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	生成文法と法解釈学
Author(s)	大久保, 邦彦
Citation	阪大法学. 2026, 75(6), p. 25-77
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/104341
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

論　　説

生成文法と法解釈学

大久保邦彦(1)

学問は、芸術と同じく、自由な、そしてダイナミックな、人間の精神活動であ〔る(2)〕。

科学とは、研究者個人個人がその個性を発揮して行なう創造的な知的活動であ〔る(3)〕。

あらゆる学問分野は、それが理解しようと試みている現象の本質・特性に応じて最適な研究方法を開発し、その研究方法に基づいて研究を進めている(4)。

問題を面白いと感じ、それらを解明するための学問的営為を、行なう価値があると考えるかどうかは、全く個人の、いわば「好み」の問題である(5)。

〔科学的思考の〕プロセスの中で、最も根源的な、科学を人間の創造的営為とし、人を科学に惹き付ける根本的要因〔は〕「仮説発想」のプロセス〔である〕。仮説発想の起こり方は色々あるが、そのうちで最も根本的なものは、これまでバラバラで関係がないとされてきた事柄の間に関連性を見出し、それらを統合することである(6)。

研究上のヒントはどこにころがっているかわからない(7)。

研究者を導く「直観」を与えてくれるのは、……過去の研究成果を含む様々な分野に蓄積された知識であろう(8)。

Ⅰ　はじめに

1　本稿の目的

本稿は、生成文法（Generative Grammar）理論の特に方法的側面を検討し、

（阪大法学）75（6-25）919〔2026. 3〕

そこから法解釈方法論に対する示唆を得ることを目的とする。したがって、法令・裁判の言語を言語学の方法で実証的に分析・考察する法言語学[9]とは問題関心が異なる。筆者の問題関心は、以下の点にある[10]。

2　生成文法理論を検討する理由

リアリズム法学によると、裁判官の多くは、自らが望ましいと考える結論に到達した後で、その結論を正当化する三段論法（Rules × Facts = Decision）を考案する傾向にある[11]。そして、リアリズム法学は、川島武宜・加藤一郎・星野英一など日本の民法学者の主流派にも大きな影響を与えてきた[12]。川島によると、判決書の記載（法的三段論法）は裁判官の実際の思考過程を示したものではなく、「すでになされた判定の結論の正当性の論証（rationalization）を目的としている[13]」。

認知神経科学者のガザニガによると、「たいていの道徳的判断は直観的なもの（intuitive）であり」、「ある種の倫理が、人間の脳に組み込まれている可能性がある」。「左脳は外界からの情報に物語（story）を付与し」、「なぜそう感じたかについて理論（theory）を作り上げる[14]」。

ガザニガの見解を前提にすると、リアリズム法学や川島らは、脳の機能をうまく捉えていると思われる。また、「ある種の倫理が、人間の脳に組み込まれている」のであれば、法（倫理的）原理の少なくとも一部も、脳に組み込まれている可能性がある[15]。そうだとすれば、法解釈学において法原理を探究する際に、その生物学的基盤（脳）の探究が研究テーマとなりうる。しかし、法学において生物学を援用することに対しては、抵抗が予想される[16]。そこで本稿では、言語学は生物学の一部を成すと主張する生成文法理論[17]を検討することを通して、法学において生物学を援用することに対する抵抗感を弱めるとともに、法原理の生物学的基盤の探究は、法学を科学に近づけることに寄与しうることを示したいと思う。

3　脳のモジュール仮説（ガザニガ）

ガザニガによると、「脳は平行して作用する比較的独立した機能を持った複

数の単位によって組織されている」、「正常な脳は何百いや何千ものモジュール型の処理システムという形で成り立っており、こうしたモジュール[18]が通例は言語的なコミュニケーションによってではなく、実際の行動によってしか自己表現することができない[19]」。

普遍的な道徳モジュールとして、ハイトとジョゼフは次の①～⑤に関係するものを挙げる。直観的な道徳的判断はこれらのモジュールから生じる[20]。

①苦しみ（suffering）：他人を助けること、他人を傷つけないことは善である。

②互恵性（reciprocity）：公正（fairness）感覚はこれに由来する。

③ヒエラルヒー：年長者と正統な権威者に対する敬意。

④連帯的な絆（coalitionary bonding）：所属集団に対する忠誠。

⑤純粋さ（purity）：清潔を称賛し、汚染と肉欲を遠ざける。

モジュールの働きを、倫理学でおなじみのトロッコ問題に即して、具体的に述べる。トロッコ問題は、次のような問題である[21]。

(a) トロッコが５人の作業員に向かって暴走している。このままだと、５人は死ぬ運命にある。彼らを助ける唯一の方法は、スイッチを押してポイントを切り替え、トロッコの進路を変えることだ。だがスイッチを押すと、５人は助かるが別の１人が犠牲になる。この人を犠牲にしても５人を救うべきだろうか。

(b) トロッコが暴走し、作業員５人の命は風前の灯だ。あなたはトロッコと５人の間で線路上に渡された橋の上に立ち、隣には見ず知らずの太った人がいる。その人を線路に突き落とせばトロッコは止まる。その人は死ぬけれど、５人の命は助かる。さて、あなたはその見知らぬ人を線路に落として５人を助けるべきだろうか。

(a)と(b)は、５人を救うために１人を犠牲にすることの当否が問われている点で共通するが、たいていの人[22]は直観的に、(a)の問いを肯定し（スイッチを押してポイントを切り替える）、(b)の問いを否定する（太った人を線路に落とさな

い)。「脳は複数のモジュールという形で構成され、各モジュールは独立した行動を生み出すことができる……。ひとたび行動がおこされると、左脳の言葉を基盤とするシステムがその行動を解釈し、その持つ意味について理論をうちたてる[23]」。トロッコ問題についても、(a)と(b)で答えが分かれる理由を説明する種々の理論（物語）が作られている。その中の有力な物語として、(a)の肯定については、より多くの人命を救えるという功利主義による説明が、(b)の否定については、他人の直接的な加害の禁止という義務論による説明がある[24]。「他人を傷つけない」という①の道徳モジュールが(b)では働くのに対して[25]、(a)ではより多くの人命を救うことが優先される。

4　原理理論（アレクシー）

功利主義と他人の直接的な加害の禁止（身体的完全性の尊重）は、法原理としても挙げられる[26]。アレクシーの原理理論によると、原理とは、あることが、法的可能性と事実的可能性に相関的に可能な限り高い程度で実現されることを命じる規範（最適化命令）である[27]（たとえば、他人の身体は可能な限り傷つけるべきでない)。そのため、原理は、その構造上、他の原理と衝突する。そして、原理の衝突は、事案の諸事情を顧慮して、原理間の条件付き優先関係を確定することによって解決される[28]。トロッコ問題では、功利主義と身体的完全性の尊重とが衝突しているが、3 で述べた有力な物語によると、(a)の場面では功利主義が、(b)の場面では身体的完全性の尊重が優先される。

脳科学では還元論（reductionism）と全体論（holism）が対立している。「還元論は、一つの機能が脳の一部に局在していることを主張するので、モジュール仮説に一致する」。「全体論は、一つの機能が脳の広い領域の全体に担われていることを主張し、たくさんのニューロンがどのような結びつき（バインディングと言う）を持つかを明らかにしようとする。しかし、この両極端な主張も、脳をどのようなスケールで見るか、という相対的な違いに過ぎない」。原理（最適化命令）を還元論に従い「モジュール」と捉えるならば、アレクシーの原理理論という全体論は「システム」を構成することになる[29][30]。

5　小　括

「ガン・カモ類のヒナ」は、「孵化直後の数時間のうちに見た対象に対して特異的に追従する」（刷り込み）。「追従行動は遺伝的に決められている」（本能）が、「何に対して追従するようになるのかは、そのときに見たものに依存する」（学習[31]）。言語や道徳も、刷り込みと同じように、本能と学習によって構築される[32]。本稿では、道徳や法原理について遺伝的に決められているものを探究するための準備作業として、言語について遺伝的に決められているものを探究する生成文法理論を検討する。

Ⅱ　生成文法理論

1　序　説

チョムスキーが創始した生成文法理論[33]は、文を生成する仕組みを探究する。「生成文法理論の目標は、言語獲得を説明する理論を構築すること[34]」、「『人間の話し手と同じような方法で文を生成するモデルを構築しようとすること』である。『生成する』というのは、文を無限に作り出し理解すること、無限に文の形式と意味を相互に結びつけることを意味する[35]」。「文法」は、学校で習う「言語の規則」ではなく、脳の中に存在する自然物である。生成文法理論は、「ヒトはその生物学的特性として脳の一部に『言語機能（language faculty）』と呼ばれる器官を持って生まれ、この言語機能が異なった安定状態に達した結果が母語話者が脳内に持つ言語能力[36]〔例：英語の言語能力、日本語の言語能力〕であるという仮説」を提出し[37]、言語機能の生得的な初期状態を「普遍文法」（UG：Universal Grammar[38]）と呼ぶ[39]（「文法＝言語の規則」ではないので、誤解を避けるために、地の文では原則として「UG」と表記する）。UGは、「言語学者が説明の便宜上作り出した仮構ではなく、実際に人間の脳内に実在する『自然物』」であり[40]、「UGによって記述される心の特性は、人類全てに共通している種としての特徴である[41]」。生成文法理論は脳の中にある自然物たるUGの解明を目指している[42]。

チョムスキーの構想は、道徳理論にも影響を与えている。ロールズの『正義

論』には、次の記述がある[43]。

ここで、母語の文章に対して私たちが有している〈文法性の感覚〉を記述するという問題と比較するのが役に立つ[44]。この場合の達成目標は、母語を話す者と同じ識別をする明瞭に表現された原理を定式化することを通じて、適格な文章を認識する能力を特徴づけることにある。そうした取り組みには、明白な文法上の知識に関する場あたり的な指針の域をはるかに超える、理論的な構成・解釈（constructions）が必要とされることが知られている。同じような事情がおそらく道徳理論についても当てはまる。私たちの正義感覚がお馴染みの常識的な指針によって適正に特徴づけられたり、より明晰な学習原理から導出することができるなどと、想定する理由はまったくない。道徳的能力の精確な説明には、日常生活で引き合いに出されるもろもろの規範や基準を大きくしのぐ、原理および理論的な構成・解釈が確かに含まれる[45]。

ハウザー[46]らも、チョムスキーのプログラムで使用された概念やモデルに類似したものを使用して、道徳的知識の性質と起源を記述する普遍道徳文法（universal moral grammar, 以下「UMG」と表記する）を探究している[47]。UMG は、「子どもの初期の経験を、道徳能力の成熟状態を構成する諸原理の体系の中に写像する生得的な機能ないし道徳獲得装置」である[48]。

筆者が究極的に目指しているのは、UMG の法原理版である[49]。

2　前史：アメリカ構造主義言語学

チョムスキーに言語学を指導したのは、アメリカ構造主義言語学の代表的理論家であるゼリッグ・ハリス（Zellig Harris）である[50]。アメリカ構造主義言語学は、行動主義（behaviorism[51]）を基盤とする[52]。「行動主義は、もっぱら現象として外に現れる行動を研究対象として、直接的に観察可能なデータに基づいて人間の行動パターンを説明しようとする心理学の流れである。心とか精神の動き、思考、意志、欲求などのような直接的に観察することができない問題は関心の外に追いやり、また行動の分析をする際には、分析者の主観とか内省などを極力排除することに努めた[53]。さらに行動主義者たちは共通して、行動は基本

的に刺激に対する反応という図式で説明することができる[54]という立場に立っていた[55]」。「アメリカ構造主義（American structuralism）、および、それに大きな影響を与えていた行動主義（behaviorism）心理学においては、『意味』のような、人間の頭の中にのみ存在し、直接観察できないものを科学にもちこむことはタブーであった[56]」。この時点では、「言語研究に対する『科学的アプローチ』〔科学主義〕と、人間の心の内在的メカニズムとして言語を捉える考え〔心理主義（mentalism）=内在主義〕とはお互いに相容れないものと考えられて」いた[57]。

アメリカ構造主義言語学の代表的著作であるブルームフィールドの『言語（Language）』が刊行されたのは1933年であるが[58]、それ以前の19世紀の言語学は心理主義を採っていた[59]。心理主義の創始者であるシュタインタール（1823-1899）は、言語と思考の結び付きを強調した「フンボルト〔1767-1835〕[60]の言語観を採用しつつ、更に個人の話し行為という概念を学問的興味の対象に含めることによって、その理論的枠組を広げ」、「言語が人間精神発現のための手段であるとしたら、言語共同体全体の言語は集団心理の表現であり、同様に個人の言語も個人心理の表現である、と考えた[61]」。

「19世紀の研究と20世紀の研究との根本的な相違は、19世紀の研究が殆ど具体的な事実以外に関心を示さなかったのに対し、20世紀の研究は不変の特質の抽象に専心するという事実に見られる[62]」。「19世紀には、実証主義的見解の学者がその理論的立場の旗印として歴史主義を掲げていたが、その後で、それに対する反動が起った。即ち、20世紀には科学的思考において全く新しい方向の発展が見られることになったのである。事実の集積に費やされた時期に続いて、得られた知識を一層深く解釈する時期が到来した。この時になってようやく、それまで科学的探究の対象とされていた複雑な諸現象に関して幾つかの新しい見方が発展した。集積された事実を体系化することによって生じたこれらの新しい見方により、人類はそれまで予想することもできなかった文明・文化の時代に入った[63]」。そして、「体系の構造structure――体系の成員の間の関係――を探究」する「構造主義structuralismの時代が始まった[64]」。

著名な構造主義言語学者としては、ブルームフィールドのほかに、ソシュー

ル[65]、サピア[66]らがいるが[67]、本稿では、行動主義の影響を最も強く受け、心理主義に反対したブルームフィールド学派[68]を取り上げる。

ブルームフィールドが、心理主義に反対し、「心」や「精神」といった観察の及ばない要素を説明から排除したのは、言語学を科学に引き上げるためであった[69]。

具体例で説明しよう[70]。①Aと空腹のBが散歩をしていると、リンゴが木になっているのが見えた。②BがAに「リンゴを取ってきて」と言うと、③Aはリンゴを取りに行き、Bはそれを食べた。

この過程を、心理主義者（mentalist）は、①リンゴを食べたいと思ったBが、②その意志を表示する、「リンゴ」を意味する単語を含む文を発話し、③その発話がAにリンゴの心的映像（mental images）を喚起するなどしてリンゴを取る行動をさせる、と捉える[71]。心理主義者にとって、言語とは、観念（ideas）・感情（feelings）・意欲（volitions）の表現である。

それに対して、心的過程の説明を排除する機械論者（mechanist）たるブルームフィールドは、①と③を実際的出来事（practical events）、②を話し行為（act of speech）として区別し、①空腹とリンゴからBが受けた刺激（stimulus）が、②Bが喉・舌・唇を使って出した音を通してAに伝わり、③Aが反応（reaction）した（より詳細には、①の刺激の反応として②の発話がされ〔音波が放射され〕、その音波が刺激となって③の反応をもたらした）、と捉える[72]。「Aの意志がBに伝達された」とは捉えないのである。このうち、言語の研究の対象となるのは②の部分であるが、ブルームフィールドによると、②言語には①話し手が発話する状況（situation≒刺激）と③聞き手が示す反応を結ぶ手段としての「意味」（meaning）がある。人間の言語では、音が変わると意味が変わるが、一定の音とその意味の結び付き（co-ordination）を研究するのが、言語の研究である[73]。

つまり、機械論者は、「火星から地球にやってきた言語観察者といった立場」で、「AとBとの間にかわされた空気の振動と、その振動に伴う反応」という客観的・即物的な対象を観察し分析することによって、「ことばというからくりを解く」のである[74]。

このように、アメリカ構造主義言語学においては、「観察された現象からの帰納としての理論しか許されなかった。……このような手法は、得られるべき情報はすべて、直接観察できる現象から、一定の機械的手順によって得ることができるという前提のもとに採用されている[75]」。その機械的手順の一つが直接構成素分析（immediate constituent analysis）である。

具体例として、“The old man who lives there has gone to his son’s house.” という文を取り上げよう[76]。この文の構成素（constituent）となるのは、文中の各語のほか、“old man” や “the old man who lives there” のような有意味な語群である。したがって、“there has” や “man who” は構成素ではない。直接構成素（immediate constituent）は、文ないし有意味な語群を直接形成する２つ（ないし少数）の構成素の１つをいう[77]。たとえば、“the old man who lives there” と “has gone to his son’s house” は、この文の直接構成素である。“old man” は “old man who lives there” の直接構成素であるが、この文全体の直接構成素ではない。直接構成素分析によると、文の構造分析は、直接構成素の層を順に探し、直接構成素間に存在する諸関係を記述することによって行われる。

問題は、文ないし有意味な語群を２つ（ないし少数）の直接構成素に分割する方法である。“old man” であれば分割法は１つしかないが、“his son’s house” だと４つの方法が考えられる[78]。この例については、“John’s house” という比較例を参照して、his son’s と house に分割されることになる。この場合、his son’s と John’s は互いに置換可能（substitutable）であるが、それは “his son’s house” と “John’s house” の構造上の型（constructional pattern）と構成素が同じだからである。

以上の手順により、この文は最終的に、次のように分割される[79]。

【[The][¦old|man¦](who)(lives|there)¦]】【[has|gone][¦to¦](his|son’s)(house)¦]】

文や語の意味が不明でも、文の構造は理解されうる。たとえば、ⓐ“The protonema is fixed to its substratum by rhizoids.”（原系体は仮根によってその基体に固定される）やⓑ“The iggle squiggs trazed wombly in the harlish goop.” という文の意味は不明でも、文の構造は分析できる[80]。ⓑについては、

The, in the と -s, -ed, -ly, -ish という接尾辞から、“The little pigs wallowed happily in the muddy puddle.” と同じ構造であるという結論で、母語話者の意見はほぼ一致する[81]。

しかし、同音異義語が登場すると、機械的手順による直接構成素分析は行き詰まる。たとえば、“light house keeping” という句は、“light | house keeping” であれば「家庭の軽労働」を意味し、“light house | keeping” であれば「灯台管理」を意味する[82]。名詞句＋動詞＋名詞句という構造を持つ “They are flying planes.” という文は、「飛んでいる飛行機」であれば [They] [are | flying planes]、「飛行機を飛ばしている」であれば [They] [are flying | planes] と分割される[83]。これらの場合、意味を考えないと、分割方法が決まらない[84]。これらの例は、アメリカ構造主義言語学が、意味を説明から排除することの問題性を示している。

また、子供が接する言語資料（経験）は限定されているのに、短期間のうちに複雑な文法を獲得することを、アメリカ構造主義言語学は十分に説明することができない[85]。ブルームフィールドは類推（analogy）などを挙げる[86]。たとえば、語の組み立てに関する形態論レベルの話であるが[87]、automobile（自動車）が用いられるようになった時、cab-driver（辻馬車の御者）、truck-driver（手押し車運転手）などからの類推によって、automobile-driver（自動車運転者）が形成された。しかるに、poetess（女流詩人）、sculptress（女流彫刻家）とは言うが、paintressとは言わない[88]。これについて、チョムスキーは、「なぜある特定の種類の『類推』は妥当で他のものはそうでないのかを説明できるような形で類推という概念が精密化されない限り空虚である[89]」という批判を加える[90]。生成文法理論は、類推等の学習のみで言語知識を獲得することは考えにくいと主張する。具体例で説明しよう[91]。

(1) John expects to criticize him.

(2) I wonder who John expects to criticize him.

(1)ではhim ≠ Johnである。(2)の下線部と(1)は同一なので、(1)を類推すると(2)でも同じ解釈になりそうだが、(2)ではhim = Johnの可能性がある。この

場合には、類推が働かない。

(1)と(2)の解釈の違いは、criticizeの主語が、(1)ではJohn、(2)ではwhoであることに基づく。そして、(2)でhim＝Johnの可能性があるのは、次の(3)でもhim＝Johnの可能性があるのと並行的である。

(3) John expects Bill to criticize him.

そして、(1)と(2)および(3)との解釈の違いは、《代名詞は同一の節の中にある名詞句と同一の人を指示しない》という原理を適用した結果と解釈することができる（この原理を適用した結果は、(1)ではhim ≠ John, (2)ではhim ≠ who, (3)ではhim ≠ Billなので、(2)と(3)ではhim＝Johnの可能性がある）。このような複雑な原理を、子供が経験だけで獲得するとは思えないので[92]、生成文法理論はかかる原理は生得的なものだと主張する[93]。

このように、「行動主義や構造言語学に対して、1930年代から1940年代にかけて次第に批判や不満が起こり始める。人間の表面的な行動だけに固執していたのでは人間の精神を科学的に究明することはできない、それゆえ、思考とか、言語、意図、感性などといった内面的な問題にもっと関心を向けるべきである、といった思潮のうねりが大きく高まり始める」（認知革命[94]）。チョムスキーは、「行動主義の枠組みは、知的スキャンダルでないとしたら、学問的袋小路に過ぎない」と批判し[95]、「言語能力を究明する上で、構造言語学がきびしく禁じていた分析者の内省や母語話者の言語直感を積極的に取り入れる必要性があることを主張する。要素の分布に基づく機械的な分析法から、精神に依拠した心理的な分析法へと言語研究の舵を180度回転させたのである[96]」。

3 （補論①）法律行為の解釈

言語学においては、19世紀の心理主義が、20世紀前半に行動主義を基盤とするアメリカ構造主義言語学によって批判され、その後、構造主義言語学は生成文法理論による再批判を受けることになるが、それと同型の議論が日本民法学にもいくつか存在する（**補論①②**）。本項目（**補論①**）では、「法律行為の解釈」の問題を扱う。

「法律行為とは、意思表示を不可欠の構成要素とし、原則としてその内容どおりの効果が認められる行為である[97]」。契約がその典型である。

「法律行為の解釈」には性質の異なる作業が含まれるが、「契約の狭義の解釈」では、契約の当事者が締結した契約の意味を確定することが問題となる[98]。たとえば、XがYから港町にあるY所有の建物甲を借りる契約をする際、賃料を無料にする代わりに、Xは毎日 “light house keeping” をすることが約されたとする。このとき、Xは「家庭の軽労働」をする債務を負うのか、「灯台管理」をする債務を負うのか、が問題となる。それを確定する作業が「狭義の解釈」である。伝統的通説たる我妻説は、次のように述べる[99]。

> 意思表示（Willenserklärung）は、普通には、そのなされる心理的経過に即して、(i)個人が一定の効果を欲する意思（効果意思）を決定し、(ii)この意思を発表しようとする意思（表示意思）を有し、(iii)その意思の発表としての価値ある行為（表示行為）をする、という三個の要素を含むと説かれ、かつ、その三個の要素のうちでも、個人によって現実に決定された内心の効果意思が本体だといわれる。

意思表示に関するこの説明は、心的状態（効果意思）の探究を主題とするから、心理主義に基づくものである。表示（発話・筆記）されない心／脳の中にある文や語も解釈の対象となる。しかし、我妻は続けて、次のように述べる。

> しかし、内心の効果意思を意思表示の本体として、これに応じた法律効果の発生することを原則とする理論は、相手方に不慮の損失を蒙らせるおそれがある……意思表示は、むしろ、表示行為を本体として、これを純粋に客観的に観察するのが正当だと考える。

法律行為の解釈に関するこの立場（伝統的通説）は、客観的解釈説と呼ばれるが、現実の内心的効果意思ではなく、言葉・文書・身体の挙動等の外形的な行為（表示行為[100]）から推断される意思（表示の客観的意味）を探究しようとする。したがって、この説は行動主義と親和的である。

ところが、両当事者の現実の内心的効果意思が一致している場合に、客観的

解釈説を貫徹することはできない。上例において“light house keeping”の客観的意味が「家庭の軽労働」であったとしても、XとYの共通の意思が「灯台管理」であった場合には、客観的解釈説といえども後者を優先させる[101]。意思を完全に考慮の外におくことはできないのである。そのため、今日では当事者の現実の意思をまず探究することを説く心理主義に親和的な立場が通説化している。

（**補論②**）で取り上げる平井宜雄も今日の通説的立場に立つが[102]、実体法の問題としては法律行為の解釈の対象を内心的効果意思と解しつつも、「外部から認識できない純然たる心理学的意味における『意思』は、証拠によって事実を認定する法の世界では、これを論じる余地がない」ので、裁判上は、内心的効果意思は「言葉・文書・身体の挙動等の外形的事実」から推断・認定されるとする[103]。裁判における認定論のレベルでは、行動主義への傾斜が顕著である[104]。

4　生成文法理論

⑴　意義と目標

1で述べたように、「生成文法理論の目標は、言語獲得を説明する理論を構築すること」にある。その仮説によると、言語獲得は、言語機能の生得的な「初期状態」たるUGが、個別言語に触れる経験[105]を取り込んで発達し、「安定状態」たる個別文法（個別言語の生成文法[106]）に成長することによって行われる[107]。「生成文法」や「普遍文法（UG）」における「文法」は、「言語の規則」ではなく、脳の中に存在する「自然物」である。「生成文法理論の目標は、……究極的にはUGの本質を解明することにある[108]」。

⑵　研究対象としての言語（E言語→I言語）

アメリカ構造主義言語学は、人間の外に存在する、話し手の発話（空気の振動）、ある等質的な言語共同体において使用される発話の総体（E言語[109]）を研究対象にする[110]。したがって、それは聞き手の言語学である[111]（**2**で述べた直接構成素分析を参照）。それに対し、生成文法理論は、「等質的な言語共同体」という概念をさらに理想化し、「その言語を完全に駆使し実際に運用するときに間違わない」「『理想的な言語使用者の持つ言語〔I言語[112]〕』を科学的な研究の対

象と見な」[113]し、分析対象となっている個別言語の文法的な文を全て生成し、非文法的な文を一切生成しない装置たる文法（脳の中に存在する自然物）を構築することを目標とする[114]。つまり、それは話し手の観点にも着目し[115]、言語理解と言語産出の両者を対象とする[116]。このように研究対象は、「E言語からI言語へと」、「言語行動とその産物（つまり発話）の分析から、言語行動の背後にある精神・脳の内部状態（つまり脳に内蔵されている言語知識）」へと転換された[117]。

「『言語』は『人間の頭』を離れては存在しない。客体として存在するのは単なる音連続（空気の振動）であり、それを『意味のある』概念と一定の仕方で結び付け、『言語』たらしめているのはあくまでも『人間の頭』なのである。こう考えてくると『言語』学が実体を持つ対象に関する学問であるためには、その対象は、存在そのものが決して明らかとは言えない（常識的な意味での）客体としての『言語』ではなく、『音声』と『意味』とを明確に定義されたやり方で結び付けている、話者の頭のなかに存在している『言語能力』でなくてはならない[118]」。

(3)　哲学的背景

「生成文法以外の言語学のアプローチでは、……現象に基づく一般化のみを有効な方法とみなし、さまざまな現象に関する一般化を積み重ねていくことによって最終的に全体像がわかるはずだという仮定のもとで進められていく研究のほうが一般的であった[119]」。このように、哲学的な背景として、アメリカ構造主義言語学は経験論[120]に立っていたのに対して、「生成文法は『合理論』（rationalism）の伝統に従っている。合理論とは、Plato, R. Descartes, G. Leibnizなどの哲学者によって継承されている認識論の立場であり、人間の知識や信念（belief）の本質は精神に内在する生得的な基盤に基づいているとする考え方である。これは知識や信念の重要な部分が経験によるものであるとする『経験論』（empiricism）の立場と対極をなすものである[121]」。「構造主義言語学におけるような経験論的な立場を前提にすれば、言語資料の分析がその中心になり、脳に内在する生得的な言語機能の特性などは研究の視野にそもそも入らない[122]」。

「チョムスキーは自らの学問的立場を『方法論的自然主義』と規定している。方法論的自然主義とは、言語を含む心的側面を、他のどのような（物理的）事柄を研究するのとも変わりなく研究することであり、やがては物理学等を中心とする『中核的』自然諸科学と統一されることを望みながら、明示的で説明力を持つ理論を建設することを追求する立場である。この立場は、理論的理解の探求において、言語や心は（物理的）自然物を研究する方法とは原理的に異なった方法で研究されなければならないとする『方法論的二元論』と直接的に対置される[123]」。

このように生成文法理論では、「言語の諸問題に対するアプローチにおける焦点」が、「行動あるいは行動の所産から、行動の背後にあってそれに関わる心／脳（mind/brain[124]）の状態へと転換した[125]」。

⑷ 方　法

生成文法理論はUGの解明を目指すものであるが、その際、「仮説の構成→データによる検証→新たな仮説の構成」という手続を繰り返す近代科学の方法を採用する[126]。生成文法理論は、個別言語間に偶然観察される共通項を研究するものではない[127]が、仮説構成の際には、個別言語の文法規則が示す諸特性の中から普遍性を持つ部分を抽出し、普遍文法の諸原理が持つ特性として捉え直す、という作業を行っている[128]。そして、検証の際に用いられるデータは、例文の適格性に関する母語話者の言語直観である[129]。

「問題は、言語使用者の直観がどの程度信頼できるかについて、かなりの不信感が生成文法の内部、外部を問わずあることである[130]」。

⑸ 発展史

生成文法理論は、大まかに言うと、(a)前期理論→(b)原理とパラメータのアプローチ→(c)極小主義プログラムという順序で発展してきた[131]。(a)前期理論は、個別言語の記述的に妥当な理論（個別文法）を「規則（rules）の体系」の形に作り上げることを目標としていた[132]。(b)原理とパラメータのアプローチは、個別文法の規則に共通する部分を「原理（principles）」として括弧の前に

括り出し[133]、UGを「原理の体系」として構築することを目指した[134]。その結果、「今まで『規則』として記述されていた母語話者が持つ『知識』の様々な側面が、UGの諸原理が相互に連動した結果として説明されることになった[135]」。(c)極小主義プログラムは、(b)のアプローチを前提にしながら、「普遍文法の単純化・簡素化を行ない、同時に、普遍文法で設定されている諸原理を、さらに一般的な原理から導き出そうとする試みである[136]」。

(a)　前期理論

前期理論は、UGの内容として、規則の体系を想定した[137]。UGの最初期のモデルには、句構造規則（phrase structure rules）と変換規則（transformational rules[138]）とが備わっていた[139]。句構造規則は、アメリカ構造主義言語学の「直接構成素分析の本質的部分を採り入れ」、「一般化して形式的に整備したものである[140]」。変換規則は、ハリスの影響を受けている[141]。

「句構造規則と変換文法を組み込んだ文法モデルは、もっとも基本的な文構造を句構造文法によって生成し、その基本的な構造に様々な種類の変換を繰り返して適用することによって種々の複雑な（複合的な）文形式を得る、という全体的構図を提出することになった。このとき、単一の文のみから成り、句構造規則と義務的変換[142]のみが適用された結果生成された文を**核文**（kernel sentence）と呼」ぶ[143]。

核文には、「単文（simple）であり、平叙文（declarative）であり、能動文（active）であるような文が含まれ、他の全ての文は変換体」である[144]。

英語の句構造規則の簡単な例（ⓐ～ⓓ）を挙げる（括弧内はなくてもよい[145]）。

ⓐ S→NP＋(Aux)＋VP
〔文は、名詞句＋（動詞補助句）＋動詞句に書き換えられる[146]〕
ⓑ VP→V＋(NP)　〔動詞句は、動詞＋（名詞句）に書き換えられる[147][148]〕
ⓒ NP→(Det)＋N
〔名詞句は、（限定詞Determiner[149]）＋名詞に書き換えられる[150]〕
ⓓ Aux→M

〔動詞補助句Verbal Auxiliaryは、様相詞Modalに書き換えられる[151]〕

ⓐのVPにⓑの規則を適用すると、S→NP＋(Aux)＋V＋(NP)に展開され[152]、これにⓒの規則を適用すると、S→(Det)＋N＋(Aux)＋V＋(Det)＋Nという語（品詞）の列が得られる。

標準理論[153]によると、この句構造に、辞書（lexicon[154]）からそれぞれの品詞に該当する語彙を挿入すると、核文[155]が生成される[156]。たとえば、なくてもよい左端の（Det）を除き、順にsincerity, may, frighten, the, boyを挿入すると、sincerity may frighten the boyという核文が生成される。

2で述べた“They are flying planes.”という文は2つの意味を持ちうるが、いずれの場合もⓐのNPにはTheyが挿入される。しかし、ⓑについては、「飛んでいる飛行機」の場合には、Vにはareが、NPにはflying planesが挿入されるのに対して、「飛行機を飛ばしている」の場合には、Vにはare flyingが、NPにはplanesが挿入される。両者で句構造やflyingの統語範疇（syntactic category[157]）が異なる[158]。「音声と意味は直接結びついているのではなく、……統語構造を仲介して結びついている[159]」のである。

核文は、受動変換・否定変換・疑問変換・wh移動変換[160]等の変換規則の適用を受け、変換体を派生させることがある[161]。たとえば、sincerity may frighten the boyが受動変換されると、the boy may be frightened by sincerityという変換体が得られる[162]。「変換のレベルを加えることによって、文法が実質的に大きく単純化される[163]」。

このような規則の体系に基づく前期理論は、その後、拡大標準理論・改訂拡大標準理論へと展開していった[164]。

(b) 原理とパラメータのアプローチ

原理とパラメータのアプローチでは、「少数の一般原理とそれらに付随するパラメータ群が織りなすモジュラー・システムとしての普遍文法が姿を現わす[165]」。「原理の部分は遺伝的に脳の神経回路網として決定されており、残りのパラメーターの部分は環境によって決定される[166]」。このアプローチでは、「個別文

法において設定されていた文法規則（句構造規則と変換規則）が表現していた言語特性のうち普遍的な部分が全て普遍文法に移され、その結果、個別文法の文法規則の内容はその殆どが普遍文法の諸原理が相互作用を起こした結果生じたものとして記述される。当該言語の特性のうち、その言語（タイプ）特有の特性に関しては、パラメータと呼ばれる変数を普遍文法の原理の各々に組み込み、そのパラメータの値が言語資料（経験）によって固定されることによって各言語の文法が決定されていくとした。……〔その〕結果、句構造規則は実質的に消滅し（Xバー理論と呼ばれる一般原理と[167]他の特性が相互作用した結果、句構造規則の効果が生じる）、変換規則は α（アルファ）[168]移動と呼ばれる一般的式型に還元されることになった[169]」。

具体例で説明しよう[170]。(a)で述べたように、英語にはVP→V＋(NP)という句構造規則がある。他方で、日本語の句構造規則では、Vと（NP）の順序が逆になる（VP→(NP) ＋ V)。たとえば、“Mary ate cookies.”という文は、日本語では「メアリーがクッキーを食べた。」となる[171]。動詞句VPには、動詞Vという「主要部（head)」と、名詞句NPというそれを補う「補部（complement)」とがある[172]が、英語と日本語でその順序が逆になる[173]。同様のことは、動詞句VPだけでなく、名詞句NP・形容詞句AP・前／後置詞句PPについても見られる。“study linguistics”は「言語学を学ぶ」、“student of linguistics”は「言語学の学生」、“fond of music”は「音楽が好きな」、“from Boston”は「ボストンから」のように、主要部たる下線部の位置が、英語と日本語とで逆になる[174]。そして、動詞V・名詞N・形容詞A・前／後置詞Pを一般化してXに置き換えると「XPにはXという主要部がある」という「原理」（Xバー理論[175]）が得られ、主要部の位置（主要部先導型か主要部終端型か）は「パラメータ」として言語ごとに選択されることになる[176]。

(c)　極小主義プログラム（Minimalist Program）

極小主義は、原理とパラメータのアプローチを基礎にしてUGの諸原理を整理し、有機体の本質に関するより一般的な原理（経済性原理など）からUGの諸原理を導き出そうとする試みである[177]。したがって、「極小主義は原理・パラ

メータモデルを否定して出てきたものではなく、むしろ原理・パラメータモデルの一展開と捉えるべきものである[178]」。すなわち、初期の原理とパラメータのアプローチでは、「数々の普遍的原理が仮定され、原理間の冗長性も高かった」。その問題に対応するために、極小主義は、「言語固有の特性と述べられていた特性を、もう少し一般性の高い原理から導き出すことができるかも知れない、という可能性」を考慮し[179]、諸原理の統合、高次の原理からの導出、複雑な概念の廃棄、単純な概念への還元などを試みた。重要なものとしては、句構造規則と変換規則の併合（merge[180]）への還元と、言語を超えた経済性原理の追究が挙げられる[181]。

極小主義は、最小限の（minimal）要素と操作で文法を構築する試みである。その文法は、辞書（lexicon）と計算体系（computational system）からなる。計算体系には、構造構築のための規則として、併合と移動（move）という操作がある[182]。句構造は、辞書から選び出された語彙項目（lexical item）に、併合と移動を適用することによって、順次下から積み上げるようにして構築される。原理とパラメータのアプローチにおいて、α移動は自由に適用された反面、移動により得られる派生構造のうち不適格なものは一般原則によって排除されたが、極小主義においては、必要性がある場合にのみ、最適な派生を生むようにだけ、決められた位置に要素を移動できる。極小主義は、「経済性の原理」に基づき、規則の定義に厳しい適用条件を組み込んでいる[183]。

たとえば、英語の「wh句[184]を含む疑問文では、文頭にwh句が現れなくてはならない」が、ⓐ“Who do you think bought what?”は文法的であるのに対して、ⓑ“What do you think who bought?”は非文法的である。wh句が移動する前の“who bought what”という節は、boughtとwhatが併合された後に、それがwhoと併合されることによって形成されるため、whoのほうがwhatよりも構造上「優位」にある（[who [bought what]]を樹形図で表すと視覚的に理解できる）。構造上「優位」にあるwhoのほうが移動しやすいため、経済的であり、ⓐのみが文法的となる[185]。

極小主義とは、言語機能がどの程度「完璧な」システムであるか――(A)(a)意味を司る概念・意図運用システム・(b)音声を司る調音・知覚運用シス

テムが課す外側からの条件と、(B)「単純性」「経済性」「非剰余性・非冗長性」など最適性にまつわる諸要因のみを用いて、どこまで言語機能を説明しつくせるか――を追究する研究プログラムである(186)。

5　小　括

「生成文法理論の目標は、言語獲得を説明する理論を構築すること」にあった。その仮説によると、人間は言語機能と呼ばれる器官（UG：普遍文法）を脳内に持って生まれるが、UGは個別言語に触れて個別文法に成長する。生成文法理論は、このうちUGの解明に焦点を当て、UG仮説構築のために、まずは個別文法を解明し「規則の体系」を作り上げ（前期理論の句構造規則・変換規則)、次いでその規則から一般的・普遍的な部分を抽出し「原理の体系」の構築を目指した（原理とパラメータのアプローチ)。後者のアプローチによると、UGは少数の原理とそれに付随するパラメータからなり、個別言語に触れる経験によりパラメータ値が設定され、個別文法が獲得される。このアプローチを前提にしつつ、極小主義プログラムは、より一般的な原理（経済性原理など）からUGの諸原理を導き出すことによって、UGの単純化・簡素化を試みている。「個体における言語の成長は、(1)遺伝的要因〔UG〕、(2)経験、そして(3)言語機能に固有ではない諸原理〔効率的計算に関する諸原理など〕、に依拠している(187)」。

6　（補論②）平井宜雄の「心理主義」批判(188)

(1)　主　張

平井説の基礎にあるのは、前期ヴィトゲンシュタイン、ウィーン学団の論理実証主義とポパーの「科学」観である（63-64頁、82-85頁、234頁注(70)）。フレーゲの論理と心理を峻別する心理主義批判も前提にしている（201-202頁)。そのため、平井は、知識は経験（究極的には感覚という心理的事実）によって基礎づけられなければならない、道徳哲学上の命題は感情に還元されるとするヒュームらの考え方(189)に反対する（70頁)。

平井は、「議論（argumentation)」においてある主張（claim）をするとき

（63-70頁）、その主張にいかにして到達したかについての心理学的プロセスを「発見のプロセス」、その主張を言語的表現たる言明（statement）によって論理的に基礎づけるプロセスを「正当化（justification）のプロセス」と呼んで区別する（70-74頁[190]）。そして、「発見のプロセス」と「正当化のプロセス」とが分化されておらず、前者が後者の領域に浸透してくることを「心理主義」と呼んで批判する（99頁）。この批判は、リアリズム法学の影響を受けた日本の主流派民法学者（川島武宜・加藤一郎・星野英一など）に向けられる（99-101頁、113-114頁、126-143頁）。

リアリズム法学によると、裁判官の多くは、自らが望ましいと考える結論に到達した後で、その結論を正当化する三段論法（Rules×Facts＝Decision）を考案する傾向にある。我妻栄によると、「何らかの心理過程によって事実出来上った判断」に「三段論法の形式を以て」「衣の形式」が「後から着せられる[191]」。川島によると、判決書の記載（法的三段論法）は裁判官の実際の思考過程を示したものではなく、「すでになされた判定の結論の正当性の論証（rationalization）を目的としている[192]」。星野は、三段論法により条文から法律論を導いたという形式をとる「形式論」と、利益衡量・価値判断を行うという心理的プロセスを指すと思われる「実質論」とを区別する（211頁。297-298頁も参照）。平井によると、これらは「心理主義」の主張である（210頁注(55)）。

このように、平井による「心理主義」批判は、行動主義を基盤とするアメリカ構造主義言語学による心理主義批判と同型のものである。

(2) 評　価

平井に対しては、生成文法理論がアメリカ構造主義言語学に加えたものと同型の再批判を加えることができる。すなわち、ある主張に到達する心理的プロセス（発見のプロセス）には法原理が作用しうる[193]が、UMG（普遍道徳文法）が存在し、法原理にも生物学的基盤が認められるのであれば、それを言明の形にして「議論」の場に持ち出すことによって、心理的プロセスを「正当化のプロセス」に乗せることができる（128-130頁）。

「発見のプロセス」には、信仰・情熱・先入観・予断・偏見等の「主観的価

値判断」（129頁）だけでなく、客観的妥当性を有する法原理も作用する。それにもかかわらず、平井は、「発見のプロセス」では、あらゆる「非合理」的要素が役割を演じて差し支えないことを強調し（216頁）、具体例としても、「りんごの実の落ちるのを見たニュートンが万有引力の法則を『発見した』」（71頁）、プロレーバー的な立場にある弁護士が依頼者たる労働者に有利な法律論を主張した（128頁）のように、言明化して「正当化のプロセス」に乗せても、主張を正当化しえない例を挙げる。しかし、「発見のプロセス」において作用した法原理を言明化すれば、それは「正当化のプロセス」においても主張を支持しうる。たとえば、女性器切除（FGM）や旧優生保護法による強制的な不妊手術に対する嫌悪感（心理的プロセス）は、両者を違法とする結論を「発見」させるが、嫌悪感の基礎にあると思われる「身体の完全性に対する権利」「故意による法益侵害の禁止」といった法原理は、FGMや強制的な不妊手術を違法とする結論を「正当化」しうる[194]。「発見のプロセス」が「正当化のプロセス」の領域に浸透してくることは避けられない。平井の批判をかわすには、「発見のプロセス」において作用した要素を言明化して「議論」の場に持ち出せばよい。平井は、星野の「利益考量論」を「『実質的価値判断』の表明がある価値判断に達するに至った心理的根拠を明らかにせよという主張ならば、……そのような言明は、『正当化』する一般的資格を有しない」と批判するが（135頁〔傍点は原文〕）、心理的根拠の生物学的基礎についての言明は、正当化する資格を持ちうる。

Ⅲ　道徳理論と法解釈学への応用

1　普遍道徳文法

言語について、人間がUG（普遍文法）を脳内に持って生まれてくるのであれば、道徳についても、同様のことが言えるのではないか。ロールズがその可能性を示唆し、チョムスキーと類似の概念やモデルを用いてUMG（普遍道徳文法）を探究する試みがあることについては、Ⅱ1で触れた。UMGについては、別稿を予定しているので、Ⅲでは、殺人に「原理とパラメータのアプロー

チ」を応用した見解を題材にして、簡単な考察を加えるにとどめる。

ハウザーらによると、常識的な道徳観では殺人は禁止されているが、道徳のルールには例外があるので、殺人の絶対的禁止は道徳的判断における文化間の多様性を捉え損なっている。殺人はすべての文化において一般的に禁止されているが、多くの文化では、殺人が許容されるか正当化されうる条件が認められている。たとえば、アラブ諸国の一部では、夫が妻の不倫の現場を見つけたときは、家族の汚名をそそぐために、妻をその親族が殺すことが期待されている。ハウザーらは、「原理とパラメータのアプローチ」を応用して、人間の道徳能力（moral faculty）は一連の普遍的な諸原理を備えているとしつつ、各文化における例外をパラメータ設定によって説明する。[195]

それに対して、プリンツは、パラメータが何を指すのかが明らかでないという批判を加える。[196]

この問題について、田中泉吏と中尾央は、殺人の客体をパラメータと考えている。

> 〔道徳と言語のアナロジー説では〕道徳の「原理」の候補としては、「Gを殺すことは悪である」というような規則が考えられている。この場合、パラメータはGであり、これには特定の集団（もしくは個人）が当てはまる。このパラメータは社会や個人によって異なったものになりうる。例えば、現代の民主主義社会ではGには人類が当てはまるが、ナチス政権下のドイツのような国家では特定の民族や支配階級しか当てはまらない。また、死刑制度や人工妊娠中絶の問題についての道徳的主張の不一致は、Gの値の違いを反映しているのかもしれない。そして、パラメータ値が確定している原理の体系が、個々人が持つ道徳文法ということになる。[197]

それに対して、植原亮は、殺人が行われる場面に着目している。

> 殺人に関わる原理に組み込まれているパラメータは、それを悪とする範囲を定めるが、その値の設定しだいでは、個別道徳文法は殺人を例外的に認める判断を生み出すものにもなりうる。神への供物としてなら、あるいは死刑

制度にもとづいていれば、それは道徳的に許される殺人である、という具合である。そして、パラメータの値がどう設定されるのかは、周囲の人間からどんな刺激が与えられるかに依存するため、道徳的価値観（個別道徳文法）ないし道徳判断にはそれを反映した時代や地域や文化ごとの多様性が現れる、と理解すればよい[198]。

しかし、プリンツは、文化によっては、犯罪者、女性、外集団（out-group）、通過儀礼を経験した十代の若者、攻撃者、老人などに対する加害が許されることがあるし、許容される加害の程度もさまざまであるが、道徳ルールをパラメータ化するとヴァリエーションが減少すると批判する。また、社会福祉政策をめぐる議論では、同一の基本原理についてのパラメータ設定ではなく、機会平等（equality）原理と結果平等（equity）原理の対立が問題となっているとする[199]。

2　原理理論

複数の原理の対立が問題となっているというプリンツの指摘は、法学における原理理論の把握と共通する。原理理論は、「要件→効果」という形式をとる法ルールとは区別される原理の構造的特殊性を解明し、原理衡量の方法を提示した[200]。すなわち、原理とは、あることが法的可能性と事実的可能性に相関的に可能な限り高い程度で実現されることを命じる規範（最適化命令）である。そのため、原理は、その構造上、他の原理と衝突する。そして、原理の衝突は、原理間の条件付き優先関係を確定することによって解決される（Ⅰ4）。優先関係を確定する場面では法原理たる功利主義も作用するが[201]、優先関係を確定する条件は、原則として立法権の政治的決定によって行われる[202]。【原理①】が【原理②】に条件Cの下で優先するということは、条件Cが存在するときは【原理①】の法律効果Rが妥当する（「C→R」という法ルールが存在する）ことを意味する[203]。上述の社会福祉の例では、法規定の要件が充足され給付が認められる場面では、結果平等原理が機会平等原理に優先することを意味する[204]。

優先関係を確定する条件は、多くの場合、複雑である。たとえば、表現の自

由と名誉の衝突の優先関係を確定する名誉毀損罪に関する日本刑法の規定（230条・230条の２）を参照されたい（名誉毀損罪が成立する場合には、名誉の保護が表現の自由に優先する）。もちろん、複雑な条件をもパラメータと称することは排除されないが、その場合も、対立する原理の探究は欠かせない。たとえば、トロッコ問題では、「他人の直接的な加害の禁止」原理と、「より多くの人命を救える」という功利主義とが対立していた[205]。また、嬰児殺を認める文化について、殺人禁止という原理に対し、「嬰児を例外とする」パラメータが設定されたと説明することは可能だが、殺人禁止という原理に対抗して嬰児殺を支持する原理の探究を欠けば、場あたり的な判断になってしまう。ハウザーは、資源が限られているため親族の生存を維持するなどの理由により、嬰児殺が道徳的に許容・正当化される可能性を認めているが、親族の生存維持は嬰児殺を支持する原理である[206]。かかる原理の衝突を、嬰児殺を認めるという形で裁断することは、現代においても一概に否定されないであろう。

UMGにつき「原理とパラメータのアプローチ」を類推する手法は、パラメータの部分についてはうまく機能しないかもしれないが、「可能な限り他人を加害すべきでない」、「可能な限り多くの人命を救うべきである」といった最適化命令としての原理が生得的に脳に備わっている可能性は、十分にあるだろう[207]。従来、法原理は理論上の仮構物と考えられてきたきらいがあるが、少なくとも一部の法原理は脳内に存在する実在物である可能性がある。

3　生成文法理論（極小主義）

生成文法理論の極小主義プログラムにおいても、２つの原理（最適化命令）の衝突が、優先関係の確定により一方の優位に解決される具体例を見出すことができる。

Ⅱ２で、次の例を用いて類推の話をしたが、criticizeの主語は、(1)ではJohn, (2)ではwho, (3)ではBillであった。

(1) John expects to criticize him.

(2) I wonder who John expects to criticize him.

(3) John expects Bill to criticize him.

つまり、(1)の文章では、Johnは、論理的・意味的にはexpectsとcriticizeの両方の主語を兼ねている。(3)のようにexpectsとcriticizeの両方の主語を発音する方が、コミュニケーションは容易になるにもかかわらず、言語は、コミュニケーションを容易にするという要請よりも、(主語を一度しか発音しないという)効率性[208]を優先する[209]。

Ⅳ　おわりに

私がチョムスキーの生成文法と出会ったのは、京都大学法学部に入学した年(1981年)に、鳴原真一先生の一般教養の英語の授業で“Syntactic Structures”(『統辞構造論』)を講読した時に遡る。同書は「英語の単語をつなぎ合わせてはいるが、英語で書かれてはいない本」という評もあるが[210]、当時は全く理解ができず、ペーパーバックの原著もすぐに捨ててしまった。

平井先生の「法律学基礎論」との出会いも、先生をお招きして行われた京都大学大学院法学研究科の特殊講義(1988年度)においてである[211]。その準備のために平井先生の論文はほぼ全て読んだし、『法政策学[212]』の事例研究もしたが、平井法学には「利益考量論」における「実質論」がなく、そのため最終的には手続的正義[213]やコンセンサス[214]に訴える必要が出てくる点に違和感を覚えた。その原因は、平井先生が基礎にされている論理実証主義を私が共有していない点にあるのだと、今回この論文を書いてみて気づいた[215]。

法学の勉強がある程度進むと――トロッコ問題(Ⅰ3)と同じく――結論は直観的にわかるがその理由を説明できない、という段階が訪れる[216]。結論を発見する際に法原理が作用していることを示したのが、拙稿「利益衡量論(利益考量論)の再評価[217]」であるが、本稿では、法原理は生得的で普遍的な脳の機能に基づく可能性があることを主張した。今後は、UMG(普遍道徳文法)について研究を進め、どのような法原理が生得的・普遍的に脳に備わっているかについて考えてみたいと思う。このような研究は、法原理を理論的仮構物から実在

物に引き上げ、法学を科学に近づけることにも貢献するであろう。

チョムスキーの著作は、知的刺激に満ちている一方で、法学者にとって耳の痛い記述に何度も遭遇した。自らへの反省も込めて最後にそれをいくつか引用して、本稿を閉じることにしたい。

> 抽象化というものに危惧を持ち、データから決して離れまいとする人がいます。……人文科学や自然科学における研究活動を見れば、ごくわずかの例外を除いては、データに依っている度合いが非常に高いことがわかります。人文科学でも自然科学でも、単にデータを整理する類いの研究に留まらず、理論的研究へと進んでいくような知的試みはごく一部分でしかなされていません[218]。
>
> 〔知の歴史的研究や思想史の〕分野では、しばしば思想よりも歴史の方に大きく関心が傾いているのです。……特に言語学の歴史のような部門では、どれとどれが関連があるとかどういう借用関係があるとか、そういった事柄にばかり大きな関心が払われ[219]、思想そのものの本質にはほとんど関心が払われていません[220]。
>
> 人は、自分に研究可能なことを研究するのであって、研究したいことを何でも研究するわけではないのです。ですから、……間違いなく根本的な問題が棚上げされてしまうのです[221]よ。

[付記] 本稿は、2023～2027年度科学研究費補助金・基盤研究（C）（課題番号：23K01192）の助成を受けた研究成果の一部である。

（1） 専門は民法学であるが、法学方法論にも興味を持っている。研究業績については、researchmap を参照（https://researchmap.jp/RingStr/published_papers）。
（2） 福井直樹『新・自然科学としての言語学――生成文法とは何か』〔筑摩書房・2012〕162頁。
（3） 福井『新・自然科学としての言語学』208頁。
（4） 福井『新・自然科学としての言語学』161頁。
（5） 福井『新・自然科学としての言語学』43頁。
（6） 福井『新・自然科学としての言語学』186-187頁（括弧書き・圏点は省略した）。

同201-202頁も参照。チョムスキーも、「ある文法に到達するには、直観や当て推量、あらゆる種類の方法論上のちょっとしたヒントに依ることもあれば、過去の経験に依ることなどもあろう」と述べている（チョムスキー（著）／福井直樹＝辻子美保子（訳）『統辞構造論　付『言語理論の論理構造』序論』〔岩波文庫・2014〕84頁。以下で、同書の『統辞構造論』の部分を引用する場合は、チョムスキー『統辞構造論』で、『言語理論の論理構造』序論を引用する場合は、チョムスキー『論理構造』で、引用する。なお、『論理構造』は、ノーム・チョムスキー（著）／福井直樹（編訳）『チョムスキー言語基礎論集』〔岩波書店・2012〕I（27-95頁）からの転載である（『統辞構造論』422頁〔訳者あとがき〕）。

（7）　福井『新・自然科学としての言語学』30頁。

（8）　福井『新・自然科学としての言語学』32頁。

（9）　橋内武＝堀田秀吾（編著）『法と言語　法言語学へのいざない〔改訂版〕』〔くろしお出版・2024〕（「法言語学」の定義は5頁にある）、ジョン・ギボンズ（著）／中根育子（監訳）『法言語学入門　司法制度におけることば』〔東京外国語大学出版会・2013〕。

（10）　筆者の問題関心については、大久保邦彦「法原理の生物学的基盤に関する序論的考察――生命・身体の保護に即して」藤原正則先生古稀記念論文集『法ドグマーティクの再発見』〔信山社・近刊〕で、より包括的に述べている。

（11）　代表的なものとして、Jerome Frank, What Courts Do in Fact, 26 Illinois Law Review, 1932, pp. 648-656; idem, Realism in Jurisprudence, 7 American Law School Review, 1934, p. 1065.

（12）　利益衡量（考量）論は、ドイツの利益法学・評価法学とアメリカのリアリズム法学の影響を受けている（水本浩『現代民法学の方法と体系』〔創文社・1996〕19頁、89-90頁）。フランクと川島の関係については、同167頁注(150)を参照。本段落の内容については、大久保邦彦「利益衡量論（利益考量論）の再評価」阪大法学72巻2号〔2022〕626頁以下も参照。

（13）　川島武宜「『法的推論』の基礎理論――『法的構成』による法的判断の構造と機能――」『「科学としての法律学」とその発展』〔岩波書店・1987〕174頁。

（14）　Michael S. Gazzaniga, The Ethical Brain: The Science of Our Moral Dilemmas, 2005.　引用は順に p. 172, p. XIX, p. 147, p. 172 から。翻訳として、マイケル・S. ガザニガ（著）／梶山あゆみ（訳）『脳のなかの倫理――脳倫理学序説』〔紀伊國屋書店・2006〕があるが、本文は同書の訳（233頁、21頁、202頁、233頁）に従っていない。

（15）　政治学者のウィルソンによると、すべての社会には近親相姦を禁止するルールがあるが、普遍的なのは近親相姦を避ける衝動（impulse）であって、「近親相姦

を禁止するルールは文化的なものであり」、「自然な道徳感は普遍的な道徳ルールの存在を必要としない」（James Q. Wilson, The Moral Sense, 1993, pp. 17–18）。この見解に従うならば、生物学的基盤（衝動）を倫理や法原理にどのように接合するかが問題になる。ビドリンスキーは、生物学的な出自関係に基づく「子の世話をする衝動」により、子の世話を――負担ではなく――特権と感じる人（親）に課することによって、法貫徹の手間と費用が最小化する（効率的である）こと、義務者（親）の効用が増大することを、子の監護義務の法原理的な補充的根拠としている（Franz Bydlinski, System und Prinzipien des Privatrechts, 1996, SS. 382–384. これについては、大久保邦彦「消費者法の体系的独立性」神戸学院法学31巻4号〔2002〕46–47頁、同「相続の根拠」阪大法学74巻5号〔2025〕1240頁注(77)でも触れた）。ビドリンスキーは「子の世話をする衝動」がよい衝動であることを前提にしているが、「感情が法の規範的妥当性に関わるというのであれば、よい感情と悪しき感情の区別に関する議論が必要」になるという指摘がある（橋本祐子「シンポジウム概要」『法と感情』法哲学年報2021〔2022〕118頁〔井上達夫の発言〕）。

(16) 中山竜一「『法と感情』が問いかけるもの――全体的に、そして個別的に」『法と感情』106–107頁。

(17) 「言語学は、心／脳の研究、究極的には、人類（人間）生物学（human biology）の一部を成す研究分野なのである」（『チョムスキー言語基礎論集』251頁）。生成文法理論は、「言語学という分野は心理学（あるいは生物学、脳科学、そしておそらく究極的には物理学）の一部を成すものであると主張している」（福井『新・自然科学としての言語学』140頁）。

(18) 「独立して仕事はできるけれども、互いに補い合ってはたらくものを、認知科学では『モジュール（module）』と呼んでいる」（酒井邦嘉『言語の脳科学』〔中公新書・2002〕74頁）。

(19) 引用は順に、M・S・ガザニガ（著）／杉下守弘＝関啓子（訳）『社会的脳＊心のネットワークの発見』〔青土社・1982〕15頁、104頁から。同10頁、40頁、100頁、106–107頁、248頁、254–255頁、267頁（訳者あとがき）にも同旨の記述がある。より新しいマイケル・S・ガザニガ（著）／小野木明恵（訳）『右脳と左脳を見つけた男　認知神経科学の父、脳と人生を語る』〔青土社・2016〕75頁によると、「多くの研究者は、脳は数千とまではいかなくても数十個のモジュールで構成されていると考えている」。

(20) Jonathan Haidt & Craig Joseph, Intuitive ethics: how innately prepared intuitions generate culturally variable virtues, Dædalus Vol. 133, Issue 4, 2004, pp. 55–66; Jonathan Haidt and Fredrik Bjorklund, Social Intuitionists Answer Six

Questions about Moral Psychology, in: Walter Sinnott-Armstrong (ed.), Moral Psychology, Vol. 2: The Cognitive Science of Morality: Intuition and Diversity, 2008, pp. 181–217; Michael S. Gazzaniga, Who's in Charge?: Free Will and the Science of the Brain, 2011, pp. 172–173;　マイケル・S. ガザニガ（著）／藤井留美（訳）『〈わたし〉はどこにあるのか　ガザニガ脳科学講義』〔紀伊國屋書店・2014〕216–217頁。ハイトとジョゼフに対する批判として、Jesse J. Prinz, Is Morality Innate?, in: Walter Sinnott-Armstrong (ed.), Moral Psychology, Vol. 1: The Evolution of Morality: Adaptations and Innateness, 2008, pp. 380–383 がある。

(21)　マイケル・S・ガザニガ（著）／柴田裕之（訳）『人間とはなにか 上』〔ちくま学芸文庫・2018〕206–207頁。トロッコ問題は、わが国では2010年に NHK で放送されたマイケル・サンデルの『ハーバード白熱教室』によって、広く知られるようになった（マイケル・サンデル（著）／鬼澤忍（訳）『これからの「正義」の話をしよう　いまを生き延びるための哲学』〔早川書房・2010〕32–35頁）。

(22)　ハウザーの研究によると、約90％の人が、(a)の問いを肯定し、(b)の問いを否定する（Marc D. Hauser, Moral Minds: The Nature of Right and Wrong, 2006, p. 128; Gazzaniga, Who's in Charge?, p. 169;　翻訳では212頁。Marc D. Hauser, Liane Young and Fiery Cushman, Reviving Rawls' Linguistic Analogy: Operative Principles and the Causal Structure of Moral Actions, in: Moral Psychology, Vol. 2 (n. 20), p. 129 も同旨）。

(23)　ガザニガ『社会的脳』107頁。

(24)　Hauser, Moral Minds, pp. 32–33, pp. 113–131, pp. 221–223;　ガザニガ『人間とはなにか 上』207–208頁、スティーブン・ピンカー（著）／幾島幸子＝塩原通緒（訳）『暴力の人類史 下巻』〔青土社・2015〕238–239頁、リチャード・ランガム（著）／依田卓巳（訳）『善と悪のパラドックス　ヒトの進化と〈自己家畜化〉の歴史』〔NTT 出版・2020〕269–270頁。後注(205)も参照。

(25)　(b)は人を押して死に追いやる点で、(a)とは異なり、人々の感情に訴える傾向があるため、判断に影響を与えるという仮説があるが、実際にも、脳が活動する領域が両者で異なる（Joshua D. Greene, R. Brian Sommerville, Leigh E. Nystrom, John M. Darley and Jonathan D. Cohen, An fMRI Investigation of Emotional Engagement in Moral Judgment, Science, Vol. 293, 2001, pp. 2105–2108;　ジョシュア・グリーン（著）／竹田円（訳）『モラル・トライブズ――共存の道徳哲学へ（上）』〔岩波書店・2015〕148–167頁。グリーンはこの研究で「一躍時の人となった」〔同『(下)』485頁（解説・阿部修士）〕）。

(26)　大久保邦彦「『法の内的体系』鳥瞰図」阪大法学73巻 2 号〔2023〕387頁、383頁。法と道徳の区別・関連については、田中成明『現代法理学』〔有斐閣・2011〕

165-172頁を参照。

(27) Robert Alexy, Theorie der Grundrechte, 3. Aufl., 1996, SS. 75-76. アレクシーについては、亀本洋「法におけるルールと原理――ドゥオーキンからアレクシーへの議論の展開を中心に――」『法的思考』〔有斐閣・2006〕125頁以下を参照。

(28) Alexy, Theorie der Grundrechte, SS. 79-84. 大久保邦彦「四宮不法行為法理論の内的体系」阪大法学74巻1号〔2024〕35-39頁で、この部分を訳出している。

(29) 原理理論に類似する「動的体系論」の「体系」はドイツ語のSystemの訳語であり、原理が動的体系（動的システム）の構成要素となっている（大久保邦彦「動的体系論と原理理論の関係に関する一考察」神戸学院法学31巻2号〔2001〕189頁以下）。

(30) 本文の引用と脳科学に関する記述（アレクシーに関する記述を除いた部分）は、酒井『言語の脳科学』75-76頁による。

(31) 長谷川眞理子ほか『行動・生態の進化　シリーズ進化学6』〔岩波書店・2006〕2頁（序〔長谷川〕）。

(32)「言語、社会的感性、道徳性のすべては、その一般的・抽象的な原型レヴェルのシステムを脳が生得的に構築しており、文化的環境が特定の中身を具体的に決定するようである。言語に関して、このメカニズムは十分に確立した事実となっているようである」（ダニエル・E・ホロウェイ（著）／太田勝造（監訳）『法実務と認知脳科学――交渉・説得・弁論（「法と経済学」叢書XIII）』〔木鐸社・2021〕97頁。同178頁も同旨）。

(33)「チョムスキー〔は、〕生成文法理論をほとんど独力で創始し、過去40年以上にわたって常にその第一線で『生成文法の企て』を引っ張ってきた」（福井『新・自然科学としての言語学』134頁〔この部分の初出は1998年〕）。

(34) 稲田俊明「生成文法：目標と理念」『岩波講座 言語の科学6 生成文法』〔岩波書店・1998〕45頁。

(35) 中島平三「第1次認知革命」『岩波講座 言語の科学6 生成文法』54-55頁（括弧書きの文献引用は省略した。圏点は大久保による）。中村捷＝金子義明＝菊地朗『生成文法の新展開――ミニマリスト・プログラム――』〔研究社・2001〕41頁によると、「生成する」は「特徴づける」（characterize）、「構造記述を付与する」（assign a structural description）と同義である。『チョムスキー言語基礎論集』178頁、チョムスキー（著）／福井直樹＝辻子美保子（訳）『統辞理論の諸相方法論序説』〔岩波文庫・2017〕109頁には、「生成」（generative）＝「明示的」（explicit）である旨の記述があるが、構造主義文法や伝統文法が明示的に記述しない文の構造を、生成文法理論が明示的に特徴づける点に着目した表現である（チョムスキー『論理構造』214-215頁）。「明示的な生成文法」という用語法も

見られる（チョムスキー『統辞理論の諸相』29頁。同38頁、45頁も参照）。

(36)「言語能力」（linguistic competence）は「音声」と「意味」を明確に定義されたやり方で結びつける（福井『新・自然科学としての言語学』16頁、142頁）。「言語機能とは、万人が等しく生まれながらにして持っている機能である。これに対して言語能力とは、言語機能に個別言語に関する能力を加えたものである」（今井邦彦「言語とは何か」『岩波講座 言語の科学１ 言語の科学入門』〔岩波書店・1997〕23頁）。

(37)「刷り込み」については、Ⅰ５で説明したが、「追従行動は遺伝的に決められている」という本能は言語機能（普遍文法）に、「学習によりそのときに見たものに追従する」のは言語能力（個別文法）に対応する。

(38) 普遍文法は、「ヒトの生物学的プログラムの一部であるから、ヒトが持つ他の諸器官と同様に種に『普遍的』である」（福井『新・自然科学としての言語学』19頁）。

(39)『チョムスキー言語基礎論集』203-204頁、N. チョムスキー（著）／井上和子ほか（訳）『ことばと認識――文法からみた人間知性――』〔大修館書店・1984〕252-253頁も参照。

(40) 福井『新・自然科学としての言語学』18-19頁。「言語機能とはヒトの心・脳の（おそらく前頭連合野の）中に存在する生物学的実体（心的器官）」である（同78頁）。同141頁、157頁のほか、酒井『言語の脳科学』第６章・第７章・第９章・第10章、スティーブン・ピンカー（著）／椋田直子（訳）『言語を生みだす本能［下］』〔NHK 出版・1995〕103-149頁（言語器官は左脳のシルヴィウス裂溝隣接部位に位置する〔同117頁、154頁〕）、稲田・前掲注(34) 3 頁も参照。

(41)『チョムスキー言語基礎論集』196頁（括弧書きの原語は省略した）。

(42)「文法」という術語には、自然物だけでなく、自然物に関する理論を指す用法もある（『チョムスキー言語基礎論集』207-208頁）。後者を指す場合には、本稿では原則として「生成文法理論」という用語を用いている。

(43) ジョン・ロールズ（著）／川本隆史＝福間聡＝神島裕子（訳）『正義論〔改訂版〕』〔紀伊國屋書店・2010〕66-67頁。ロールズについては、Hauser, Young & Cushman, Reviving Rawls' Linguistic Analogy (n. 22), pp. 113-118, pp. 138-141 も参照。アダム・スミスも、「正義の諸規則は、文法の諸規則にたとえることができる」と述べている（アダム・スミス（著）／水田洋（訳）『道徳感情論（上）』〔岩波文庫・2003〕372頁）。

(44) ロールズ『正義論〔改訂版〕』67頁注(25)は、チョムスキーの原著とともに、ノーム・チョムスキー（著）／安井稔（訳）『文法理論の諸相』〔研究社・1970〕第１章 方法論序説の第１節（3-11頁）を引用しているが、今日では、チョムス

キー『統辞理論の諸相』35-48頁のほうが容易に参照できる。ただし、後者は原著の第１章のみの翻訳である（ほぼ同じ訳が、『チョムスキー言語基礎論集』II（97-173頁）にも収録されている）。

(45) チョムスキー自身も、「我々の知的および道徳的本性に関する諸原理は……我々の真の本性に根ざしており、我々の人生において中心的な役割を担っている。……遺伝的特質によって我々は、言語や道徳的規範、その他多くのものを含め、自分達が生きている世界という概念を構築するために、内的な諸原理に依拠することが出来る」と述べている（『チョムスキー言語基礎論集』377-378頁）。

(46) Hauser, Moral Minds, pp. xvii-xviii, pp. 43-55, pp. 64-71, pp. 299-303, pp. 417-426.

(47) John Mikhail, Universal moral grammar: theory, evidence and the future, Trends in Cognitive Sciences, Vol. 11, No. 4, 2007, pp. 143-152. なお、ミハイルは、UMGに関する研究に法理論を活用すべきことも説いている。邦語文献として、田中泉吏＝中尾央「道徳と言語のアナロジー説の批判的検討――感情説との比較を通じて――」科学哲学科学史研究３号〔2009〕1-19頁、飯島和樹「生まれいづるモラル――道徳の生得的基盤をめぐって」『モラル・サイコロジー　心と行動から探る倫理学』〔春秋社・2016〕119頁以下、植原亮『自然主義入門　知識・道徳・人間本性をめぐる現代哲学ツアー』〔勁草書房・2017〕51頁以下を挙げておく。

(48) John Mikhail, The Poverty of the Moral Stimulus, in: Moral Psychology, Vol. 1 (n. 20), p. 355.

(49) 川島武宜は、「価値体系の客観性には程度の差がある。価値体系はそれを共有している人々の数の大きさに比例して、客観性をもっている。社会の大部分の人々が共有している価値体系の客観性はきわめて高い」と述べているが（川島武宜「法的判断の『客観性』――法律解釈への不信――」『「科学としての法律学」とその発展』72頁〔傍点は原文〕）、UMG（普遍道徳文法）は、全ての人間がほぼ完全に共有している、遺伝的に決定づけられた価値体系の初期状態である（このUMGの定義は、チョムスキー『統辞理論の諸相』18頁のUGの定義の「言語機能」を「価値体系」に置き換えたものである）。

(50) 福井直樹＝辻子美保子「【解説】『生成文法の企て』の原点――『統辞構造論』とその周辺――」チョムスキー『統辞構造論』332頁（以下、「福井＝辻子・原点」と略称）。

(51) 行動主義の創始者は、ジョン・ブローダス・ワトソンである。行動主義が登場する1912年以前は、人間心理の研究対象は「意識」であり、研究方法は「内観」であった。しかし、動物心理学者として出発したワトソンは、主観的に定義され

た「意識」は明確・有益な概念でないと主張して、動物心理の研究方法を人間に適用し、観察できる「行動」を研究対象とし、「刺激と反応」という言葉で記述しようとした（ジョン・B. ワトソン（著）／安田一郎（訳）『行動主義の心理学』〔ちとせプレス・2017〕ii-iii頁、1-7頁、363頁、366-370頁〔363頁以下は、訳者あとがき〕）。

(52)　アメリカ構造主義言語学は、間接的には論理実証主義の強い影響下にもある（チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』2-3頁〔訳者による序説〕、ヴィクトル・クラーフト（著）／寺中平治（訳）『ウィーン学団　論理実証主義の起源・現代哲学史への一章　付：科学的世界把握――ウィーン学団』〔勁草書房・1990〕194頁）。ルドルフ・カルナップ（著）／竹尾治一郎（訳）「論理学と数学の基礎」『論理学の形式化』〔紀伊國屋書店・2003〕175頁では、ブルームフィールドが引用されている。他方で、チョムスキーは、後期ヴィトゲンシュタインの影響を受けている（チョムスキー『論理構造』279頁、福井＝辻子・原点341頁、390頁、チョムスキー／福井＝辻子（訳）『統辞理論の諸相』194頁〔訳者解説〕）。ただし、「生理学的に何者にも対応していないために、ある種の心理学的現象は生理学的には研究しえないことも十分に起こりうる」というヴィトゲンシュタインの主張については、チョムスキーはもちろん批判的である（チョムスキー『ことばと認識』68頁以下。引用は69頁から）。後期ヴィトゲンシュタインについては、中山竜一「法理論における言語論的転回㈠――「法と言語」研究序説――」法学論叢129巻5号〔1991〕50-56頁も参照。

(53)　ワトソンは、情動（例：恐れ、怒り、愛情）についてのジェームズの内省的見解に対して、「各人は、彼自身の内観をもたなければならない。どんな実験的研究方法も不可能である。観察の検証も不可能である。いいかえると、情動の科学的・客観的研究は不可能である」という批判を加えた（ワトソン『行動主義の心理学』163頁）。

(54)　カルナップも、「10時にA氏は怒っていた」という心理学的言明を、「10時にA氏は、呼吸数と心拍数の増加、一定の筋肉の緊張、一定の暴力的な振る舞いへの傾向性などによって特徴づけられる、ある一定の身体的条件にある」という物理学的言語に変換している（ルドルフ・カルナップ（著）／吉田謙二（訳）『論理的構文論：哲学する方法』〔晃洋書房・2007〕88頁。「物理主義」に関するクラーフト『ウィーン学団』163-177頁、210-212頁も参照）。

(55)　中島・前掲注(35)51頁。ハリスについては、福井＝辻子・原点347-348頁を参照。行動主義者であるスキナーの『言語行動』〔1957〕に対して、チョムスキーは批判を加えたが（ノーム・チョムスキー（著）／梶浦真美（訳）「書評　B・F・スキナー『言語行動』」福井直樹＝渡辺明（監修）『言語　フンボルト／チョ

ムスキー／レネバーグ』〔岩波書店・2020〕117-192頁。簡単には、同書15-19頁、118-122頁の渡辺によるイントロダクションと要約、セドリック・ブックス（著）／水光雅則（訳）『言語から認知を探る――ホモ・コンビナンスの心』〔岩波書店・2012〕28-34頁を参照）、ワトソンの古典的行動主義とは異なり、スキナーの徹底的行動主義（次の原著は1974年刊）には、本文の引用部分で述べたことは妥当しない可能性がある（B. F. スキナー（著）／坂上貴之＝三田地真実（訳）『スキナーの徹底的行動主義――20の批判に答える』〔誠信書房・2022〕iii-iv頁〔訳者まえがき（坂上）〕、2-4頁、16-18頁、34-36頁、254-256頁、260-261頁。スキナー自身の反応については、B. F. スキナー（著）／井垣竹晴（訳）「詩を“産み出す”ことについての講演」スキナー著作刊行会（編訳）『B. F. スキナー重要論文集Ⅲ社会と文化の随伴性を設計する』〔勁草書房・2021〕244頁以下、262-263頁〔訳者解説〕を参照）。

(56) 郡司隆男「言語科学の提唱」『岩波講座 言語の科学1 言語の科学入門』141頁（原文の強調は省略した）。本文の引用に「今の時点で振り返れば、これは『科学的』ということに対する大きな誤解であった」という文章が続く。ワトソン『行動主義の心理学』295-297頁も参照。論理実証主義の代表的論者であるカルナップの論理的構文論（logical syntax）も、文や語の意味に言及せずに、語の種類（品詞）や順序に着目することにより、個別言語を形式的に理解しようとする（カルナップ『論理的構文論：哲学する方法』34-35頁）。それに対して、スキナーは、次のように述べている。「『行動主義者の仮説、つまり言語（language）は行動であると主張する考え方の下では、直観のような概念は幽霊や夢と同じように科学的な研究には不向きな存在と見なされている』と言われている。しかし、直観的に行動するということは、分析されていない随伴性の効果として行動するという意味で、まさに行動主義的な分析の出発点なのである」（スキナー『スキナーの徹底的行動主義』155頁）。随伴性については、後注(73)を参照。

(57) チョムスキー／福井＝辻子（訳）『統辞理論の諸相』214頁（訳者解説）。本文の少し後に、「この二つの流れが、お互いに相反するわけではなく、近代科学に対する深い理解を基礎にすれば見事に調和するということ、むしろ、言語に対する近代科学的アプローチとして意義を持つのは内在主義的なアプローチに他ならないことを長い言語研究の歴史上初めて明確に主張し、実行してみせたのがチョムスキーであった。科学主義と内在主義の対立を止揚したこと――これがおそらく『チョムスキー革命』と言われる出来事の本質」であるという記述が続く（同214-215頁）。内在主義については、『チョムスキー言語基礎論集』324頁以下も参照。

(58) その翻訳として、ブルームフィールド（著）／三宅鴻＝日野資純（訳）『言語』

〔大修館書店・1962〕がある。ブルームフィールドについては、同書の要約・解説であるブルームフィールド（著）／勇康雄（訳述）『言語（上）――構造言語学原論――』〔研究社・1959〕の解説（105-114頁）を参照。

(59)「『言語』を本質的に『心理現象』として捉える考え方は、むろん生成文法理論が初めて提出したわけではなく、言語学の歴史のなかでは、19世紀における、いわゆる『若手文法学派』（Junggrammatiker）の一部や論理実証主義および行動主義的心理学の影響を強く受けたアメリカ構造主義言語学などを除けば、むしろ『標準的』と言ってもよい考え方である」（福井『新・自然科学としての言語学』16-17頁。『チョムスキー言語基礎論集』176-178頁も参照）。

(60)「1950年代の終わり頃から、チョムスキーは自らの生成文法の考えを、認識論を巡る西洋思想史の中に位置づけようとする研究を始めた。デカルト（R. Descartes）に始まる合理主義思想の中にチョムスキーが『デカルト的言語学』と呼ぶ思想的潮流を認め、合理主義思想とロマン主義との合流点とも呼ぶべきフンボルト（W. von Humboldt）にその謂わば到達点を見る独特の思想史解釈は大きな反響を呼んだ」。「生成文法の研究をその根底で支えている〔のは〕実在主義、合理主義的アプローチ、方法論的自然主義」等である（福井＝辻子・原点388-389頁）。フンボルトが合理主義に立つことについては、ヴィルヘルム・フォン・フンボルト（著）／遠藤健樹＝佐藤駿（訳）「人間の言語構造の多様性と人類の精神的発展におよぼすその影響について」『言語　フンボルト／チョムスキー／レネバーグ』69-70頁、106-107頁を参照。

(61)　ミルカ・イヴィッチ（著）／早田輝洋＝井上史雄（訳）『言語学の流れ』〔みすず書房・1974〕24頁、31-37頁。引用は35頁から。

(62)　イヴィッチ『言語学の流れ』48頁。

(63)　イヴィッチ『言語学の流れ』47頁。

(64)　イヴィッチ『言語学の流れ』48頁。

(65)　フェルディナン・ド・ソシュール（著）／影浦峡＝田中久美子（訳）『ソシュール　一般言語学講義　コンスタンタンのノート』〔東京大学出版会・2007〕のほか、丸山圭三郎『ソシュールの思想』〔岩波書店・1981〕を参照。

(66)　主著は、エドワード・サピア（著）／安藤貞雄（訳）『言語　ことばの研究序説』〔岩波文庫・1998〕である。

(67)　イヴィッチ『言語学の流れ』113-117頁。

(68)　イヴィッチ『言語学の流れ』48頁。

(69)　ブルームフィールド／勇『言語（上）』110-111頁（解説）。ブルームフィールド『言語』15-16頁（原著者序文）、18-20頁（パウルに対する批判）も参照。

(70)　ブルームフィールド『言語』26-32頁、181-183頁、ブルームフィールド／勇

『言語（上）』8-12頁、38-41頁の記述を参考にした。

(71)　チョムスキーによると、「コミュニケーションというのは、話者が外在的事象を生じさせ、それに対して聴者が出来るだけその事象に合致するものを自分自身の内部にある資源・能力において見出すようにするといった類の『大まかな行為』（more-or-less affair）なのである」（『チョムスキー言語基礎論集』387頁）。より詳しく言うと、人は「調音器官を使って指令を分子運動へと変換」し、「他者は、その人と内的言語や世界観、および状況理解等々に関して十分に近似していれば、その分子運動を解釈します。その近さに応じた程度に、何を言っているか解釈できる」（ノーム・チョムスキー（著）／ジェームズ・マッギルヴレイ（聞き手）／成田広樹（訳）『言語の科学――ことば・心・人間本性』〔岩波書店・2016〕61頁）。

「『言葉の鎖（Speech Chain）』（Denes, P. B., & Pinson, E. N. (1963) *The Speech Chain*. Bell Telephone Laboratories.）として知られるモデルでは、情報の発信者の脳と、情報の受信者の脳とを結び付けるリンクが設定されている。つまり、発信者の頭の中の概念が記号化されて音声発話となって表出、それが音響的に受信者に伝わり、受信者側が受けた記号を解読化して理解するとされている」（スキナー／坂上＝三田地（訳）『スキナーの徹底的行動主義』168頁訳注(8)。同204頁も参照）。

(72)　ワトソン『行動主義の心理学』272頁以下の捉え方に従っている。

(73)　行動主義者のスキナーによると、環境は、個体が反応する前だけでなく、反応後も後続事象（consequence）を通じて個体に影響を及ぼす。たとえば、干ばつ（刺激）時に雨乞いの踊りをする（反応）と雨が偶発的に降った（後続事象）場合、後続事象たる雨が強化子（reinforcer）となって、雨乞いの踊りという（迷信）行動が生起しやすくなる（強化される）。その結果、刺激は反応に対して何らかの制御（control）を獲得する。この刺激・反応・後続事象という三項の関係を強化随伴性と呼ぶ。ある行動の「意味」（meaning）は、行動の反応型と刺激による制御の両方の原因を担っている随伴性の特性である。たとえば、ラットａは空腹時に餌を得るために、ラットｂは口渇時に水を得るためにレバーを押すとき、レバーを押すという反応型は同じだが、ａとｂの行動の意味は異なる。言語行動（verbal behavior）も行動であるが、ある表現の意味は、話し手と聞き手にとって異なりうる（スキナー『スキナーの徹底的行動主義』44-45頁、84頁、102頁、104-105頁、157頁、204頁、221-222頁）。

(74)　安井稔『構造言語学の輪郭』〔大修館書店・1963〕241頁。

(75)　田窪行則「言語学のめざすもの」『岩波講座 言語の科学１ 言語の科学入門』58-59頁。同60頁も参照。

(76)　この例文と以下の説明は、H. A. グリースン（著）／竹林滋＝横山一郎（訳）『記述言語学』〔大修館書店・1970〕144-155頁による。同書の「訳者のまえがき」によると、「原著は、いわゆるアメリカ構造言語学の立場にたつ記述言語学の概説書として最も代表的なものの１つ」であり、「著者独自の考え方を極力差し控えながら、アメリカ構造言語学における主要な諸学者の定説をきわめて手際よくまとめてある」（x-xi頁）。なお、同書は constituent を「構成要素」と訳しているが、本稿では「構成素」という訳語に統一している。

「ハリスに代表されるアメリカ構造主義記述言語学は、……言語学が何よりも『記述科学』であることに強くこだわった……この場合、『記述』という概念は、規範的態度、歴史的説明、目的論的、社会的、心理的観点からの解釈などと対立し、言語資料（コーパス）をあるがままに記述し、そこに人工的な説明や評価を加えないことを意味する。……記述主義とも言うべきこういった態度は所謂ポスト・ブルームフィールド学派（Post-Bloomfieldians）といわれる言語学者達にほぼ共通する態度である」（福井＝辻子・原点347頁）。

制定法を解釈する際にも法文の構造分析を行うが、記述主義は、法解釈の規準として、語義（文理解釈）、立法者意思（歴史的解釈）、立法趣旨（目的論的解釈）を排除し、形式論理（論理解釈）のみで済まそうとする立場ということになるだろう。

(77)　直接構成素分析を整備した生成文法の句構造に関する記述であるが、「構成素の作り方は、現在では（等位接続する場合を除き）常に二股分かれになるのではないかと考えられている。この原理は、『二股分かれの原理（Binary Principle）』と呼ばれる」（岸本秀樹『ベーシック生成文法』〔ひつじ書房・2009〕56頁）。

(78)　①his と son's house に分割、②his son's と house に分割、③（his … house）と son's に分割、④his と son's と house の３つに分割の４つの方法がある。なお、不連続構成素（discontinuous constituent）が現れる③の例としては、“Did the man come?” という文を（did … come）と the man に分割する例、フランス語の ne … pas、ドイツ語の枠構造が挙げられる。また、④の例としては、foot-pound-second や “Tom and Mary” が挙げられる（グリースン『記述言語学』159-160頁、町田健『生成文法がわかる本』〔研究社・2000〕42-43頁）。

(79)　言語学では通常［　］しか使わないようであるが、見やすさを考慮して種々の括弧と縦線を用いた。樹形図で表記すれば階層構造がわかりやすいが、紙数をとるので断念した。

(80)　ⓑのような非単語が使われた文を、ルイス・キャロルの『鏡の国のアリス』に出てくる詩の題名にちなんで「ジャバウォッキー（Jabberwocky）文」と呼ぶ（酒井『言語の脳科学』59-60頁）。

(81) グリースン『記述言語学』168-173頁。チョムスキー『統辞構造論』167頁も参照。

(82) グリースン『記述言語学』153頁。

(83) Noam Chomsky, Three models for the description of language, in: IRE Transactions on Information Theory, Vol. 2, No. 3, 1956, p. 118. チョムスキー『統辞構造論』139-140頁、148頁注(2)も参照。"Flying planes can be dangerous." という文については、チョムスキー『統辞理論の諸相』70頁、安井『構造言語学の輪郭』244頁、町田『生成文法がわかる本』43-46頁、74-78頁、80頁、中村ほか『生成文法の新展開』4-5頁を参照。なお、この文の助動詞（can）がなければ、動詞がisかareとなり、多義性・曖昧性がなくなる。"John found the boy studying in the library."（ジョンは図書館で勉強しているその少年を見つけた／ジョンはその少年が図書館で勉強しているのに気づいた）という文については、チョムスキー『統辞構造論』129-131頁、141-142頁を参照。

(84) チョムスキー『文法理論の諸相』267頁注(15)で「示された見解によって示唆されていることに反して、意味的要件が文法の選択に関して部分的な規準を与えていることになる」（チョムスキー『論理構造』299頁注(27)）。チョムスキー『統辞構造論』147頁注(1)には、「あらゆる種類の多義性が統辞的に分析されるわけではない。……light（色が薄い、重さが軽い）に見られるような、指示上の多義性を文法が説明してくれるとは考えないであろう」とある。生成文法における「意味」の一般的な扱いについては、チョムスキー『統辞構造論』第9章（149-172頁）、チョムスキー／福井＝辻子（訳）『統辞理論の諸相』193-194頁（訳者解説）、福井＝辻子・原点390-395頁、401-402頁を参照。

(85) 稲田・前掲注(34)10-11頁。

(86) 類推以外に、帰納、般化（generalization）、代入、分節化、分類といった「一般学習機構」が問題となる（チョムスキー『論理構造』217頁、221-223頁、262頁、チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』5頁〔訳者による序説〕）。

(87) 概略的には、語（word）の構造を扱うのが形態論（morphology）、文（sentence）や句（phrase）の構造（語と語の結合）を扱うのがsyntaxである。jack-in-the-pulpitなどの句単語（phrase-words）や、blackbirdなどの複合語（compound words）は、形態論とsyntaxの境界に位置する（ブルームフィールド『言語』271頁、安井『構造言語学の輪郭』95頁、小野尚之『ベーシック形態論』〔ひつじ書房・2024〕5-7頁）。syntaxには、統語論・統辞論・構文論などの訳語がある（チョムスキー／福井（編訳）『チョムスキー言語基礎論集』408頁〔編訳者あとがき〕）。

(88) ブルームフィールド『言語』366-367頁（原著の初版は1933年の出版である）。

(89)　『チョムスキー言語基礎論集』211頁。

(90)　法解釈においても「類推」が問題となる。たとえば、「車馬通行止め」という法ルールがある場合に、牛は馬に似ているので「牛も通行できない」と解するのを「類推解釈」、牛は「馬」でないので「牛は通行できる」と解するのを「反対解釈」という。「類推解釈」と「反対解釈」とを分かつのは、文理や形式論理ではなく、規定の目的（立法趣旨）である（「文理解釈」「論理解釈」に対して「目的論的解釈」という）。たとえば、「車馬通行止め」の目的が、老朽化した橋の落下防止であれば、馬より体重の重い牛の通行は禁止されるが、自動車のエンジンや馬のひづめによる騒音防止であれば、静かに歩く牛の通行は許される（類推については、青井秀夫『法理学概説』〔有斐閣・2007〕530-540頁を参照）。

(91)　チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』5-8頁（訳者による序説）。日本語で類推が働かない具体例としては、①「太郎は学校へ行った。」、②「太郎が学校へ行った。」の両方が使えることから類推すると、ⓐ「誰は学校へ行ったの。」ともⓑ「誰が学校へ行ったの。」とも言えそうなのに、ⓐは文法的でないという例を挙げうる（酒井『言語の脳科学』44-45頁）。

(92)　「人間の複雑な偉業を、何百万年にわたる進化に帰したり、あるいは物理法則にさらに一層深く基礎付けられているかもしれない神経の組織化に関する諸原理に帰したりするのではなく、何ヵ月（あるいはたかだか何年）かの経験に全てを帰するような立場を、今日真剣に主張する理由は、明らかに全く存在しない」（チョムスキー『統辞理論の諸相』142頁）。

(93)　『チョムスキー言語基礎論集』183-189頁も参照。ただし、深層学習（ディープラーニング）やChatGPTなどの生成AIの登場により、今後、経験論の巻き返しがあるかもしれない（植原『自然主義入門』135-136頁、大知聖子「歴史学と生成AI」文明動態学4号〔2025〕120頁。得丸公明「言語の生物学的構造――チョムスキーの生得説とピアジェの獲得説は、ピアジェ説が正しいのではないか」人工知能学会第二種研究会資料〔2013〕https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsaisigtwo/2013/SKL-16/2013_05/_pdf/-char/ja も参照〔2025年12月23日最終閲覧〕）。それに対する反論として、チョムスキー『統辞理論の諸相』20-24頁（五十周年記念版への序文〔2014〕）、福井直樹「序文」『言語　フンボルト／チョムスキー／レネバーグ』9-10頁などがある。鶴岡慶雅＝酒井邦嘉＝福井直樹＝辻子美保子「AIは人間の脳を超えられるか――言語とゲームから深く考える――」神奈川大学評論95号〔2020〕5-38頁も参照。なお、裁判官の心証をAIで分析する試みも始まっている（Legal AI【AI裁判】裁判官の「心証」を心理学的に分析。判決に至る思考プロセスを可視化し、ブラックボックスを解明する新サービス［無料］〔2026年1月2日〕https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000

026.000091061.html〔同日最終閲覧〕)。

(94) 中島・前掲注(35)52頁。

(95) チョムスキー『論理構造』280頁。同218-219頁、チョムスキー『統辞理論の諸相』150頁注(1)も参照。

(96) 中島・前掲注(35)55-56頁。

(97) 山本敬三『民法講義Ⅰ総則〔第3版〕』〔有斐閣・2011〕103頁。

(98) 法律行為の解釈については、山本『民法講義Ⅰ』134-137頁を参照。

(99) 我妻栄『新訂民法総則(民法講義Ⅰ)』〔岩波書店・1965〕239頁。

(100) 川島武宜＝平井宜雄(編)『新版注釈民法(3)総則(3)』〔有斐閣・2003〕39頁、62頁［平井］。

(101) 我妻にも影響を与えたドイツにおける客観的解釈説の代表たるダンツにつき、磯村保「ドイツにおける法律行為解釈論について(1)――信頼責任論への序章的考察――」神戸法学雑誌27巻3号〔1977〕295-302頁。日本の民法学には、我妻のような有力な学者がある説を唱えると、それが外国では少数説であっても日本では通説化するという教条主義的な面がある(我妻には「ダンツの『裁判官の解釈的作用』」〔同『民法研究Ⅰ私法一般』〔有斐閣・1966〕51頁以下〕という論文がある)。なお、"light house keeping"の客観的意味が「家庭の軽労働」であり、共通の意思が「灯台管理」であるという場合がありうるかについては疑念が生じうるが、鉛筆1グロスの売買については、1グロスの客観的意味は12ダースであり、共通の意思がそれと異なる場合(10ダースなど)が容易に考えられる(磯村保「法律行為の解釈方法」『民法の争点Ⅰ』〔1985〕30-31頁)。

(102) 『新版注釈民法(3)』58頁(法律行為の解釈一般につき)、68頁(契約の解釈につき)［平井］。

(103) 『新版注釈民法(3)』62頁［平井］。

(104) 認定論については、拙稿・前掲注(28)53-55頁を参照。

(105) 「経験」＝「外側からの適切な言語的刺激」＝「一次言語データ」である(チョムスキー／福井＝辻子(訳)『生成文法の企て』4頁〔訳者による序説〕)。

(106) 「言語の知識を構成するものは何か」という「問いに対する答えは、個別言語の生成文法、即ち、個別言語を知っている人の心／脳の状態に関する理論によって与えることが出来る」(『チョムスキー言語基礎論集』178頁)。

(107) 稲田・前掲注(34)4-6頁、11頁、20頁。『チョムスキー言語基礎論集』209頁、チョムスキー『ことばと認識』179-188頁、チョムスキー／福井＝辻子(訳)『生成文法の企て』9-10頁(訳者による序説)も参照。

(108) 福井『新・自然科学としての言語学』19頁。

(109) 「E言語」は「E-language」の訳語であるが、「E」は、externalized(外在化

された)、extensional（外延的な）を表す（『チョムスキー言語基礎論集』196-199頁、241頁、今井・前掲注(36)24頁)。「『外在化された』ということの意味は、この構成物〔E言語〕が心／脳の諸特性から独立したものとして理解されるということである」(『チョムスキー言語基礎論集』197頁。同241頁も参照)。「E言語が『外延的』であるというのは、それが外延において捉えられた何らかの種類の集合（set）であるという意味においてである」(『チョムスキー言語基礎論集』241頁)。

(110)　稲田・前掲注(34)22-23頁、『チョムスキー言語基礎論集』193頁、チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』2-3頁（訳者による序説)。

(111)　安井『構造言語学の輪郭』241頁。

(112)　「Ｉ言語」は「I-language」の訳語であるが、「I」は、internal（内在する)、internalized（内在化された)、individual（個人的な・個体の)、internal to an individual（個人〔個体〕に内在する)、intensional（内包的な）を表す（『チョムスキー言語基礎論集』1頁、199-202頁、246頁、304頁、374頁、チョムスキー『統辞理論の諸相』11頁、今井・前掲注(36)24頁。ジェームズ・マッギルヴレイ「付録　Ｉ概念、Ｉ信念、およびＩ言語」チョムスキー『言語の科学』280-282頁によれば、innate〔生得的〕、intrinsic〔内在的〕が付け加えられうる)。

「ある言語の話者〔は〕、誰でも、その言語についての自分の知識を表わしている生成文法を身につけ内在化している」(チョムスキー『統辞理論の諸相』45頁〔下線は大久保〕)。「Ｉ言語は、その言語を知っている人の心の何らかの構成要素であり、その言語の学習者によって獲得され、その言語の話者・聴者によって使用されるものである」(『チョムスキー言語基礎論集』199頁。同246頁も参照)。「Ｉ言語は、言語表現にSD〔構造記述structural description〕を付与するある種の規則と原理のシステムである生成手続である」(『チョムスキー言語基礎論集』262頁)。「Ｉ言語は、計算手続（computational procedure, 計算手順）と語彙・辞書（lexicon）から構成される」(『チョムスキー言語基礎論集』306頁)。「人間の言語は、生物学的対象物なのです。実在するのは、つまり脳内に存在するのは、音声と意味、そして言語表現の構造的構成に関する情報を特徴づける、特定の手順なのです」(ノーム・チョムスキー（著）／大石正幸＝豊島孝之（訳）『自然と言語 On Nature and Language』〔研究社・2008〕153頁)。

なお、「Ｉ言語」という用語は、文法（grammar）という用語が、獲得されたＩ言語自体と、そのＩ言語に関する理論の双方を指すことがあったため（注(42))、多義性を解消するために導入された。UGについても同様の多義性がある（チョムスキー『統辞理論の諸相』12頁、『チョムスキー言語基礎論集』247頁)。

(113) 稲田・前掲注(34)22頁、46頁。チョムスキー『統辞理論の諸相』36頁、『チョムスキー言語基礎論集』193-194頁も参照。

「生成文法では『言語』という概念を、一貫して『人間が（主に）心／脳（mind/brain）の内に持っている言語能力（linguistic competence)』という意味で捉えている」（チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』2頁〔訳者による序説〕)。

Ｉ言語＝「言語（の）知識」＝「母語話者が（主に）脳の内に持っている、その母語に関する知識」＝「その言語を母語として話せるための（基礎）能力」＝「母語話者の脳が（比較的）安定的に示す状態」。Ｉ言語に関する理論＝「個別文法」（同４頁)。

(114) チョムスキー『統辞構造論』10頁、12頁。「言語は『有限の手段の無限の使用』（the infinite use of finite means）を含んでいるというフンボルトのアフォリズムに対して、(『有限の手段』（finite means）とは、Ｉ言語を構成するメカニズムであると考えることによって）歴史上まさに初めて、何らかの実質的内容を与えることが可能になった」(『チョムスキー言語基礎論集』208頁)。

(115) チョムスキー『統辞構造論』10頁、68-69頁、イヴィッチ／早田＝井上（訳）『言語学の流れ』198頁（訳注)、安井『構造言語学の輪郭』246頁。特に極小主義プログラムの併合（merge）という演算（後出(5)(c)）では、話し手に焦点が当てられている。

(116) チョムスキー『論理構造』209-212頁、チョムスキー『統辞理論の諸相』46-47頁、『チョムスキー言語基礎論集』238-240頁、稲田・前掲注(34)6-7頁。

(117) 稲田・前掲注(34)4頁、24頁。詳しくは、『チョムスキー言語基礎論集』202頁以下を参照。

(118) 福井『新・自然科学としての言語学』16頁（括弧書きを一部省略した)。法も「人間の頭」を離れて存在せず、客体として存在するのは、文字に書かれた制定法や判例など（「法源」と呼ばれる）であり、それを「意味のある」概念と一定の仕方で結び付け、「法」たらしめているのは「人間の頭」である。しかし、「法」は法律家の脳の中にも完全に内在化されていない点で、「言語」と異なる。そのため、ドゥウォーキンは、法を知悉したヘラクレスのような超人的な裁判官を登場させた（ロナルド・ドゥウォーキン（著）／小林公（訳）『法の帝国』〔未来社・1995〕)。

(119) 北川善久＝上山あゆみ『生成文法の考え方』〔研究社・2004〕214頁。

(120) 「**経験主義**　生得の構造より学習と環境からの影響を重視して、心と行動を研究する姿勢。なにかが五感を通じて入ってくるまで、心は白紙状態にあるとする。理論より実験と観察を重視する科学的姿勢を意味することも多い」（ピンカー

『言語を生みだす本能［下］』298頁〔用語解説〕)。なお、同書によってUGは「言語を生みだす本能」として広く知られることになった（マーク・ベイカー（著）／郡司隆男（訳）『言語のレシピ』〔岩波書店・2003〕17頁)。

(121)　稲田・前掲注(34)42頁。経験主義と合理主義の対立については、チョムスキー『論理構造』222-224頁、チョムスキー『統辞理論の諸相』118-144頁も参照。『統辞理論の諸相』128-129頁によると、「経験主義的思想においては、知識の獲得のための手続とメカニズムのみが心の生得的特質を構成している、と典型的に仮定してきたのである。……これに対して、合理主義的思想では、知識のシステムの一般的形式は、心の素質・傾向としてあらかじめ決められており、一方で経験が果たす役割は、この一般的なスキーム構造を実現させ、より充分に分化させることである、と仮定してきた」。「生得的」の意味については、飯島・前掲注(47)166-170頁を参照。

(122)　稲田・前掲注(34)42-43頁。アメリカ構造主義言語学は、「言語を文化的・社会的なものとみなし、言語の獲得は社会習慣の獲得であるとした」（田窪・前掲注(75)48頁。同58-61頁も参照)。

(123)　チョムスキー／福井（編訳）『チョムスキー言語基礎論集』vi頁（編訳者解題)。タイラー・バージによると、1960年代の「自然主義」は、「アメリカ哲学における数少ない正統的学説の１つ」であり、「通常の物理的存在、または物理科学で確認し得る存在、あるいは、常識が物理的であると見なすであろう存在、とは別に」、心的状態が存在するなどということはない、という見解である（同293頁)。同296-297頁、300-302頁、324-325頁、337-338頁、365頁、383頁のほか、田窪行則「学習の手引き」『岩波講座 言語の科学６ 生成文法』p. xv, チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』29-30頁（訳者による序説）も参照。

(124)　心と脳の関係について、チョムスキーは、「心についての議論というのは、脳内のある物理的システムの諸特性について、適度に抽象化したレベルで述べているにすぎない」と言う（チョムスキー『生成文法の企て』106-107頁)。

(125)　『チョムスキー言語基礎論集』178頁。

(126)　福井『新・自然科学としての言語学』20頁。

(127)　稲田・前掲注(34)16頁、46頁。

(128)　福井『新・自然科学としての言語学』19頁、47頁、64-68頁、145頁。

(129)　田窪・前掲注(75)66-67頁。「どのような文法、言語理論、または操作的テストが提案されようとも、話者―聴者の言語直観がそれらの正確さを決定する最終的な基準である」（チョムスキー『統辞理論の諸相』69頁)。チョムスキー『論理構造』274頁、福井『新・自然科学としての言語学』214-215頁、287頁、北川＝上山『生成文法の考え方』232-233頁も参照。

道徳理論においては、トロッコ問題などについての被験者の判断がデータとなる（Susan Dwyer, How Not to Argue that Morality Isn't Innate: Comments on Prinz, in: Moral Psychology, Vol. 1 (n. 20), p. 413）。

(130) 田窪・前掲注(75)67頁。「言語研究の経験的基盤に対して疑問を抱かせる最も大きな要因としては、文法理論のデータとなるべきものが、提示された文に対する内省的判断という極めて主観的なものだということがあげられるだろう」（上山あゆみ「経験科学としての生成文法――文法性と容認可能性――」九州大学言語学論集25/26巻〔2005〕189頁）。

(131) チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』37頁（訳者による序説。括弧書きは省略した）。中村ほか『生成文法の新展開』iii頁も参照。

(132) 英語・日本語等の個々のＩ言語の正確な記述が、個別文法が満たすべき目標であり、その目標が達成されたとき、記述的妥当性（descriptive adequacy）を満たすという。それに対して、個々のＩ言語がどのようにして獲得されるのかを説明することが、UGの満たすべき目標であり、その目標が達成されたとき、説明的妥当性（explanatory adequacy）を満たすという（『チョムスキー言語基礎論集』2頁、チョムスキー『統辞理論の諸相』76-81頁、88-89頁、94-98頁、チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』11頁〔訳者による序説〕、チョムスキー『自然と言語』158-161頁、福井『新・自然科学としての言語学』65頁、稲田・前掲注(34)25-26頁、中島・前掲注(35)56頁、70頁、外池滋生「第２次認知革命」『岩波講座 言語の科学６ 生成文法』98頁）。

法解釈学に応用すると、判例・学説の客観的な記述を行う注釈書（コンメンタール）等における作業は記述的妥当性を目指しており、ある解釈の法原理的基礎づけは説明的妥当性を目指していると言えるだろう。

(133) 「生成文法が選んだ道は、……個別言語の文法の文法規則が示す諸特性のなかから普遍性を持つ部分を抽出し、UGの諸原理が持つ特性として捉え直す、というものであった」（福井『新・自然科学としての言語学』47頁）。チョムスキー『自然と言語』110-111頁も参照。

代数学に倣う「括弧の前に括り出すab＋ac=a(b＋c)」という表現は、法学で体系化をする際にもよく用いられるが（ｂとｃに共通のルールａを「総則」という。民法典の目次を参照）、チョムスキーも、「個別言語から抽象した自然言語一般の形式的特性を研究する分野が代数的言語学であり、そのように定義されたとき、代数的言語学は普遍文法（一般言語理論）の研究と本来は区別できないはずである」と述べている（福井＝辻子・原点387-388頁）。

(134) 稲田・前掲注(34)46頁。

(135) 福井『新・自然科学としての言語学』48頁。

(136)　チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』40頁（訳者による序説）。

(137)　稲田・前掲注(34)31頁。

(138)　transformational rules の訳語としては、「変換規則」と「変形規則」がある。本稿では、前者に統一する（『岩波講座 言語の科学 6 生成文法』では後者が用いられている）。

(139)　『チョムスキー言語基礎論集』263頁。両規則の具体例は、チョムスキー『統辞構造論』180–184頁にまとめられている。英語については、「数十の変換規則と、句構造規則の長いリストが提案された」（福井『新・自然科学としての言語学』67頁）。『統辞構造論』174頁では、「形態素の連鎖を音素の連鎖に換える形態音素規則」にも言及されている。同65頁も参照。

(140)　福井＝辻子・原点357頁、405頁。チョムスキー『ことばと認識』194頁、376頁注(8)も参照。

(141)　チョムスキー『統辞構造論』8頁、チョムスキー『論理構造』282頁。

(142)　義務的変換と随意的変換の区別については、チョムスキー『統辞構造論』63–64頁、福井＝辻子・原点377頁を参照。

(143)　福井＝辻子・原点378頁（ゴチックは原文、括弧書きは一部省略した）。核文については、チョムスキー『統辞理論の諸相』62–63頁も参照。

(144)　チョムスキー『統辞構造論』128頁（括弧書きは省略した）。

(145)　本文の具体例は、チョムスキー『文法理論の諸相』74–80頁、稲田・前掲注(34)35–36頁による。チョムスキー『統辞構造論』180–181頁も参照。

(146)　文は名詞句＋（動詞補助句）＋動詞句から（この順序で）構成される、と言ってもよい（中島・前掲注(35)62頁）。

(147)　学校文法の第 2 文型（SVC）と第 3 文型（SVO）等における主語・補語・目的語等の区別は、本文における動詞・名詞句等の文法的機能に着目した区別である（チョムスキー『文法理論の諸相』74–75頁、80–87頁）。

(148)　他方で、「動詞句→名詞＋冠詞＋副詞」という句構造規則は英語にはない（町田『生成文法がわかる本』64頁）。

(149)　Determiner には「決定詞」という訳語もある（中島・前掲注(35)62頁）。Determiner には、冠詞である a, the のほか、that, every, all, some, several などが含まれる（岸本『ベーシック生成文法』32頁）。

(150)　他方で、「名詞句→名詞＋副詞」という句構造規則は英語にはない（町田『生成文法がわかる本』64頁）。

(151)　稲田・前掲注(34)35頁は、Aux を助動詞、M を法助動詞と訳しているが、1 つ以上の語から構成される「句」（動詞句、名詞句……）と語の「品詞」（動詞、名詞……）のレベルの差異が曖昧になるので、チョムスキー『文法理論の諸相』

75頁の「動詞補助句」「様相詞」という安井訳に従った。「句」と語の「品詞」の区別については、中島・前掲注(35)62-63頁を参照。

(152) (a＋b)(x＋y)=ax＋ay＋bx＋by を式の展開という。

(153) チョムスキー『統辞理論の諸相（Aspects of the Theory of Syntax)』における文法モデル（チョムスキー／福井＝辻子（訳）『統辞理論の諸相』192頁〔訳者解説〕、稲田・前掲注(34)34頁)。

(154) 辞書と言っても、「国語辞典や英和辞典のことではなく、母語話者が頭の中にもっていると考えられる『心的な辞書』あるいは『メンタル・レキシコン』のことをいう」（萩原裕子『脳にいどむ言語学』〔岩波書店・1998〕35頁。同77頁、ニール・スミス＆ニコラス・アロット（著）／今井邦彦ほか（訳）『チョムスキーの言語理論　その出発点から最新理論まで』〔新曜社・2019〕71頁も参照)。

(155) 標準理論による場合には、「核文」ではなく「深層構造」と言うべきだが（稲田・前掲注(34)35頁、中島・前掲注(35)65-66頁、チョムスキー／福井＝辻子（訳）『統辞理論の諸相』191-192頁〔訳者解説〕)、本稿では、概念の増加を避けるため「深層構造」「表層構造」という用語は用いず、初期の『統辞構造論』における「核文」「変換体」という用語を用いた。

(156) 中村ほか『生成文法の新展開』29頁。

(157) 語や句は、その統語上の性質に基づいて、動詞（句)、名詞（句)、形容詞（句)、前置詞（句）などの統語範疇に分類される（中村ほか『生成文法の新展開』15頁)。

(158) Chomsky, Three models for the description of language (n. 83), pp. 117-118; 中村ほか『生成文法の新展開』21-22頁。直接構成素分析では文や句が構成素に分割されるだけだが、チョムスキーの句構造文法では構成素の統語範疇が示され、構造的曖昧さがなくなる（チョムスキー『ことばと認識』194頁、374頁注(3)、町田『生成文法がわかる本』38-41頁、45-46頁、57-62頁、71頁、74-78頁)。flying planes の統語範疇は、「飛んでいる飛行機」であれば名詞句 NP、「飛行機を飛ばしている」であれば動詞句 VP である。「多義的でない文は構造記述を一つ、二通りに多義的な文は構造記述を二つ、等々のように構造記述が与えられるべきである」（チョムスキー『統辞理論の諸相』168頁注(18))。

(159) 中村ほか『生成文法の新展開』4頁。

(160) wh 移動変換については、中村ほか『生成文法の新展開』30-33頁、アンドリュー・ラドフォード（著）／外池滋生（監訳）『入門ミニマリスト統語論〔新版〕』〔研究社・2006〕163-195頁（野村忠央訳）を参照。what, which, who, where, when, why のような wh- で始まる疑問語のほか how を含む表現を「wh 表現」という（後者の163頁)。

(161)　チョムスキー『統辞構造論』第７章（93-136頁）。

(162)　稲田・前掲注(34)36頁。

(163)　チョムスキー『統辞構造論』67頁。同88頁、174頁のほか、単純化の具体例については同93-136頁を参照。

(164)　稲田・前掲注(34)37-40頁、外池・前掲注(132)112-113頁。

(165)　チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』25頁（訳者による序説）。

(166)　酒井『言語の脳科学』117頁。

(167)　Ｘバー理論以外の原理として、統率理論・束縛理論・θ理論・格理論・境界理論・コントロール理論がある。これらの原理は、「互いに独立した内部構造を備え、相互作用により全体のシステムを構成する装置」たる「モジュールをなすと考えられるようになった」（稲田・前掲注(34)42頁）。

(168)　「任意の要素を任意の位置へ移動せよ」という規則（『チョムスキー言語基礎論集』269頁。同272頁も参照）。その詳細については、中村ほか『生成文法の新展開』97-103頁を参照。

(169)　福井＝辻子・原点396-397頁（圏点は大久保）。『チョムスキー言語基礎論集』268頁、271-272頁、福井『新・自然科学としての言語学』68-69頁、チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』17頁（訳者による序説）も参照。

(170)　最初にパラメータという考え方が出てきたのは、フランス語とイタリア語の比較からであり、主語の要否（フランス語では必要、イタリア語では不要）が問題となった（ベイカー『言語のレシピ』45-57頁、127頁）。本文の具体例については、同76頁以下を参照。

(171)　岸本『ベーシック生成文法』23-24頁の例を用いた。

(172)　help you という句は、動詞 help と同じく to の後を占めることができ（to help you）、他方で、代名詞 you のように主語になれないから、help you は動詞句であり、句の主要部は help、補部は you となる（ラドフォード『入門ミニマリスト統語論〔新版〕』61-63頁〔塚田雅也訳〕）。

(173)　岸本『ベーシック生成文法』46頁。

(174)　萩原『脳にいどむ言語学』17頁の表には、関係節（“the book which Akira read”－「明が読んだ本」）、従属節（“when I got married”－「私が結婚した時」）、補文辞句（“that I read the book”－「私が本を読んだこと」）の例も挙げられている。

(175)　「Ｘバー理論」の詳細については、中村ほか『生成文法の新展開』59-67頁を、「Ｘバー理論」という呼び方の由来については、町田『生成文法がわかる本』122-123頁を参照。

(176)　稲田・前掲注(34)41-42頁、『チョムスキー言語基礎論集』273頁、中村ほか

『生成文法の新展開』136-140頁。

(177) 福井『新・自然科学としての言語学』229頁、チョムスキー『生成文法の企て』296頁。なお、行動主義者のワトソンも、言語の経済性に着目している。「すべての成員に通じる対象を表す単語という代用品をもつことが、時間の経済という点と、集団の協力を求める能力を節約できるという点で、どれほど意義があるかを考えてみたまえ」(ワトソン『行動主義の心理学』276-277頁)。

(178) チョムスキー／福井＝辻子(訳)『生成文法の企て』40頁(訳者による序説)。たとえば、極小主義においても、「Xバー理論において中心的役割を果たしていた諸概念は、Xバー理論を仮定することなしにすべて保持される」し(福井『新・自然科学としての言語学』102頁)、原理が併合に一元化される可能性もある(チョムスキー『言語の科学』12-14頁〔成田「日本語版への序」〕、307頁〔マッギルヴレイ「解説(21)」〕)。

(179) チョムスキー／福井＝辻子(訳)『生成文法の企て』17頁(訳者による序説)。

(180) 併合は、「既存の心的対象［またはある種の概念］をとり、そこからより大きな心的対象を形成することを可能にする演算」である(チョムスキー『言語の科学』35頁)。直接構成素分析と逆の手順だと考えればよい。"We are trying to help you."という文がどのような併合により形成されるかについては、ラドフォード『入門ミニマリスト統語論〔新版〕』61-70頁(塚田訳)を参照。なお、直接構成素分析や句構造規則に「二股分かれの原理」があったように(注(77))、併合は2つの要素を結びつける操作であるが(ラドフォード前掲箇所のほか、中村ほか『生成文法の新展開』168-172頁を参照)、John and Maryのような等位構造は例外となる(中村ほか『生成文法の新展開』66頁)。

(181) 福井＝辻子・原点398-401頁。

(182) チョムスキーは、移動を内的併合(Internal Merge)として併合に含めようとしている(『チョムスキー言語基礎論集』396頁、チョムスキー『生成文法の企て』303頁、チョムスキー『言語の科学』39-40頁、53-54頁、160頁、198-199頁)。

{太郎が、{手を、あげる}} とその内部に組み込まれた「手を」を併合するのが内的併合の例であるが、{手を、{太郎が、{手を、あげる}}} という併合の出力から後の「手を」を音声的に削除すると、「手を太郎があげる」となり、移動と同じ結果が得られる(チョムスキー『言語の科学』7-8頁〔成田「日本語版への序」〕)。

(183) 中村ほか『生成文法の新展開』147-150頁、220-221頁、249頁。なお、同書はlexiconを「語彙目録」と訳している(同25頁)。句が下から積み上げるようにして構築される点については、ラドフォード『入門ミニマリスト統語論〔新版〕』74頁(塚田訳)も参照。

(184)　which book, whose red hat, on which table なども文頭ないし節頭（I wonder what John cut.）に移動するので、「wh句」と呼ばれる（中村ほか『生成文法の新展開』30頁）。

(185)　厳密には、奥聡「言語能力と一般認知能力との相互関係：生成文法の試み」北海道英語英文学53号〔2008〕44-50頁を参照。

(186)　福井『新・自然科学としての言語学』61-64頁、80-83頁、123頁、チョムスキー／福井＝辻子（訳）『生成文法の企て』26-27頁（訳者による序説）。

(187)　『チョムスキー言語基礎論集』374頁。同394-395頁も参照。

(188)　平井の見解については、本項目（6）では、平井宜雄『法律学基礎論の研究』〔有斐閣・2010〕の頁数のみで引用する。なお、平井の批判は、「法学教育ないし法律家の養成という局面」を対象とするものであるが（43頁）、かかる限定は、「研究の最高水準を学生に伝え」る東京大学法学部の教授の任務（iii頁。これは「直結主義」である〔106頁、216頁〕）に反すると思われる。

(189)　チョムスキーによると、ヒュームは、道徳的判断は自然な本能にその根拠を持つことを認識していたが、かかる認識は道徳的判断の文法（grammar of moral judgment）を発展させる取り組みに繋がり、ロールズもこの課題に取り組んだ（『チョムスキー言語基礎論集』379頁）。

(190)　ウィーン学団の綱領である「科学的世界把握」にも、次の記述がある（クラーフト『ウィーン学団』235頁〔強調は原文〕。同4頁、282頁〔訳者あとがき〕も参照）。

「形而上学者によって特に認識の源泉として強調されている直観（*Intuition*）そのものが、科学的世界把握によって否定されるということはない。しかし後で逐一、直観によって認識されたものを一つひとつ合理的方法によって正当化することが求められるし、また必要である。認識を求める者には、あらゆる手段が許されている。しかし発見されたものは、追テストに耐えなければならない。直観の中に、感覚的経験内容を超えることができ、また概念的思考の狭い拘束には縛られる必要のない、より高度で、より深い認識のあり方がみてとれるという考え方は否定される。」

(191)　我妻栄「私法の方法論に関する一考察」『近代法における債権の優越的地位』〔有斐閣・1953〕536頁。

(192)　川島・前掲注(13)174頁。平井『法律学基礎論の研究』103-104頁注(31)にも、その前後の記述の紹介がある（同274-276頁、295-296頁も参照）。

(193)　拙稿・前掲注(12)626頁以下。

(194)　大久保邦彦「旧優生保護法の優生規定の違憲性と国賠請求の期間制限」民商法雑誌161巻2号〔2025〕177-180頁を参照。

(195) Hauser, Young & Cushman, Reviving Rawls' Linguistic Analogy (n. 22), p. 118, pp. 121–122.

(196) Jesse J. Prinz, Resisting the Linguistic Analogy: A Commentary on Hauser, Young, and Cushman, in: Moral Psychology, Vol. 2 (n. 20), p. 159. 生成文法理論においても、何をパラメータと見るかについては争いがある（ベイカー『言語のレシピ』59頁）。

(197) 田中＝中尾・前掲注(47)11頁（括弧書きの文献引用は省略し、「ナチス政権化」を「ナチス政権下」に改めた）。

(198) 植原『自然主義入門』53頁。

(199) Prinz, Resisting the Linguistic Analogy (n. 196), p. 159. 田中＝中尾・前掲注(47)13頁も参照。

(200) 拙稿・前掲注(29) 189–191頁。道徳理論において、ドゥワイアは、道徳規範（moral norms）、道徳ルール（moral rules）、道徳原理（moral principles）を区別する。E言語とI言語の区別に準じてE道徳とI道徳があると想定したとき、文化的・歴史的な産物である道徳規範はE道徳のレベル、命令の形式をとる道徳ルールはI道徳のレベルのものであり、両者は生得的でない。他方で、生得的な道徳能力を特徴づける道徳原理の形式・内容は謎だとする。そして、後注(207)のプリンツに対しては、道徳規範・道徳ルールの非生得性を論じていると批判する（Dwyer, How Not to Argue that Morality Isn't Innate, pp. 411–414）。

(201) 心理学者・道徳哲学者のグリーンは、大学に入る前、「自由は安全に勝るか？それとも安全が自由に勝るのか？ 功利主義には賢明な解がある。絶対的に優先される価値は存在しない。私たちは、自由の価値と安全の価値を天秤にかける必要がある。そして、最良のバランスとは、全体として最善の結果をもたらすものなのだ」と考えていた（グリーン『モラル・トライブズ（上）』140頁。傍点は原文）。

(202) 制定法国でも補充的に司法権が政治的決定をすることがあるし、判例法国では司法権が政治的決定をする比重は大きくなる。自生的に法ルール（慣習法・コンヴェンション）が形成されることもある。優先関係が未決定のままにされることもある。政治的決定については、ベンジャミン・R. バーバー（著）／竹井隆人（訳）『ストロング・デモクラシー――新時代のための参加政治』〔日本経済評論社・2009〕212頁、219頁、222頁、514頁を参照。

(203) 拙稿・前掲注(29)219–220頁、拙稿・前掲注(28)35–39頁。

(204) ただし、結果平等原理と機会平等原理の存在を前提にした場合の話である。私自身は、結果平等原理の存在には疑問を持っており、給付を受ける者の最低限度の生活保障・格差原理と税を負担する者の財産権（既得権）の保護の衝突が問題となっていると考えている。法原理の（開かれた）リストについては、拙稿・前

掲注(26)392-383頁を参照。本文では、法原理衝突のモデルとして、2つの原理が衝突する場面を想定していたが、実際には3つ以上の原理が衝突する場合がほとんどであろう。また、原理衡量の際には、先例とのバランスが問題となる（拙稿・前掲注(29)215-218頁）。

(205)　より精緻な議論もある。ある研究（Fiery Cushman, Liane Young and Marc Hauser, The Role of Conscious Reasoning and Intuition in Moral Judgment: Testing Three Principles of Harm, Psychological Science, Vol. 17 Issue 12, 2006, pp. 1082-1089）によると、トロッコ問題に関する道徳判断は、「ⓐ因果性（行為の負の結果は、不作為による負の結果よりも、道徳的に悪いと判断される）、ⓑ接触性（物理的な接触による負の結果は、物理的な接触のない負の結果よりも、道徳的に悪いと判断される）、そしてⓒ二重結果原理（目標の手段としての負の結果は、予見された副作用としての負の結果よりも、道徳的に悪いと判断される）」という3つの要素によって説明される（飯島・前掲注(47)133-137頁。グリーン『モラル・トライブズ（下）』283-337頁も参照。圏点とⓐⓑⓒは大久保による）。法的判断においては、ⓐ因果性は作為・不作為の区別に、ⓑ接触性は直接侵害・間接侵害の区別に、ⓒ二重結果原理は故意・過失の区別や違法性阻却の判断に影響を与えるであろう。

(206)　Hauser, Moral Minds, p. 44, p. 424.　拙稿・前掲注(10)論文の注(75)も参照。

(207)　プリンツは、道徳能力が生得的であることの確固たる証拠はないが、道徳は他の能力の不可避的な結果だとする（Prinz, Is Morality Innate? (n. 20), pp. 403-405）。たとえば、加害禁止道徳は、他者の苦しみに対する否定的な感情的反応により構築されうる（ibid., pp. 373-375, p. 404）。

(208)　効率性は、経済性原理の要請である（北川＝上山『生成文法の考え方』133頁）。

(209)　『チョムスキー言語基礎論集』396-397頁（ただし、チョムスキーは、“what John saw what”の2つ目のwhatが発音されない例を挙げる。同4-7頁、12-13頁の例も参照）。「効率性計算の原理は、内在的構造を音声形式に写像する諸規則を繰り返し適用するという負担を軽減することを要請する」（同397頁〔ダッシュに挟まれた部分は省略した〕）。「比喩的に言うと、言語というのは使いやすさのためではなく、計算のしやすさのために設計されているかのように見える」（チョムスキー『生成文法の企て』302頁）。

(210)　チョムスキー／安井（訳）『文法理論の諸相』vi頁（訳者のことば）。

(211)　大久保邦彦「平井宜雄教授特殊講義報告」院生論集（京都大学大学院法学研究科）18号〔1990〕60-62頁。

(212)　平井宜雄『法政策学』〔有斐閣・初版1987、第2版1995〕。

(213)　平井は、「手続的正義をみたせば、どのような分配状態が導かれても正義性基

準をみたしている」（平井『法政策学〔第２版〕』162頁）と言うが、財産の取得・移転が全て取引ルールに従って行われたとしても、結果として生じた財産の分配が正義にかなうことにはならない。資本主義社会の現実を見れば、それは明らかであろう。私自身は、手続的正義に依拠せずに、正義にかなった分配状態を追究したいと考えている（大久保邦彦「損害賠償法の内的体系と動的体系論による立法」国際公共政策研究18巻１号〔2013〕118-119頁、大久保邦彦「『自由』の概念と『積極的自由』の保護可能性」星野俊也ほか（編）『グローバリズムと公共政策の責任 第３巻 自由の共有と公共政策』〔大阪大学出版会・2019〕17-25頁）。

(214) 平井は、語用論的な「合意の真理理論（consensus theory truth）」に立脚するハーバーマスの哲学理論に言及した後、「議論」のプロセスを経た言明を「正当化」されたものと定義する（平井『法律学基礎論の研究』200頁、221頁）。

(215) 論理実証主義の代表的論者であるカルナップによると、「殺しは悪である」というような価値言明自体は、科学的理論の命題ではなく、形而上学の領域に属しているため、理論的意味はなく、真でも偽でもない（カルナップ『論理的構文論：哲学する方法』18-20頁。クラーフト『ウィーン学団』183-188頁、215頁も参照）。

(216) ただし、直観的な結論が得られる場合の多くは、その結論を支持する法原理が、その結論を否定する法原理よりもはるかに強力な場合であろう。直観的な結論は必ずしも正しいわけではなく、一旦得られた結論が熟慮の上で修正されることもある（Hauser, Moral Minds, pp. 130-131によると、トロッコ問題の(b)の問い（p. 115）を肯定したハウザーの父〔物理学者〕は、献血のために病院に来ていた人の心臓・肝臓・肺・２つの腎臓を瀕死の５人に移植する別の問い（p. 32）に直面して、(b)の答えを修正した）。ダニエル・カーネマン（著）／村井章子（訳）『ファスト&スロー　あなたの意思はどのように決まるか？（上）（下）』〔ハヤカワ・ノンフィクション文庫・2014〕のシステム１（速い思考）とシステム２（遅い思考）の区別と、その区別を生得説（合理論）と経験主義（経験論）との関係で検討する植原『自然主義入門』148-167頁も参照。

(217) 拙稿・前掲注(12)。

(218) チョムスキー『生成文法の企て』65頁。

(219) 日本民法学では、星野英一（編集代表）『民法講座〔全９巻〕』〔有斐閣・1984-1990〕をその代表として挙げることができる。立法史・学説・判例・外国法の調査や整理は、近い将来、AIが一瞬にして行うことができるようになり、法学研究者の存在理由が問われることになるだろう。

(220) チョムスキー『生成文法の企て』116頁。

(221) チョムスキー『生成文法の企て』294頁。